

第11 在宅福祉対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

市町村が取り組む各種在宅福祉事業への補助により、在宅高齢者福祉施策を推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・在宅要援護者総合支援事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：下記の在宅要援護者総合支援事業の執行事務は各保健福祉事務所で実施

(4) 事業計画

○在宅要援護者総合支援 90,110千円

高齢者が長年住み慣れた家庭や地域において生活が続けられるよう、市町村が取り組む在宅福祉施策を支援する。

〈補助事業メニュー〉

貸しおむつ事業、紙おむつ等給付事業、理髪サービス事業、ひとり暮らし高齢者交流会開催事業、高齢者住宅改造費助成事業、介護用車両購入費補助等事業、ひとり暮らし高齢者保養事業、自立高齢者日常生活用具貸与等事業、介護慰労金支給事業 等

(5) 事業内容

○在宅要援護者総合支援

在宅要援護者総合支援事業は、総合推進事業と特別支援事業から構成される。更に、総合推進事業は、要援護高齢者等対策と要介護重度心身障害児（者）対策から構成される。それぞれの支援メニューと事業費及び補助金交付額（令和元年度）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支援メニュー	事業費	補助金交付額
在宅要援護者総合支援事業	360,009	76,759
総合推進事業	215,126	47,730
要援護高齢者等対策	173,973	41,388
①貸しおむつ	0	41,388
②紙おむつ等給付	166,850	
③理髪サービス	5,736	
④ひとり暮らし高齢者交流会開催	1,387	
⑤その他の事業	0	
要介護重度心身障害児(者)対策	41,153	6,341
特別支援事業	144,882	29,039
①高齢者住宅改造費助成	25,750	13,425
②介護用車両購入費補助等	38,551	3,790
③ひとり暮らし高齢者保養	5,684	1,237
④自立高齢者日常生活用具貸与等	5,621	2,397
⑤介護慰労金支給	69,275	8,190
⑥その他の事業	0	0

全体の中で最も事業費の大きな支援メニューは、高齢者に対する紙おむつ等給付であり、補助金交付額も同様となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	8,942(10%)	—	81,440(90%)	90,382(100%)

(注) 障害者向け対策に係る金額を含む。

②その他

在宅要援護者総合支援事業費の補助率は、1／2（高齢者住宅改造補修費助成事業は3／5）となっている。本事業の補助金は、全て市町村に対して交付されている。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	102,020	83,570	18,450	障害者向け対策に係る金額を含む。
平成 30 年度	90,396	76,264	14,132	
令和元年度	90,382	77,123	13,259	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
補助金	76,759	住宅要援護者総合支援事業費
需用費	229	コピー用紙、コピー代、等
旅費	125	出張旅費
役務費	10	切手代、等
合計	77,123	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 在宅要援護者支援事業の支援メニューの検討について (意見 22)

本事業は介護保険制度を補完する事業という位置付けで開始されており、事業開始から現在までの介護保険制度の改正等を反映し、支援が必要な者に対して真に必要な支援が行われる支援メニューとなっているか、検討が必要と考えられる。

介護保険制度、県内外の市町村の取組、県内の市町村からの要望等を踏まえて、支援メニューや対象者要件の見直しの必要性を検討することにより、より実効性のある支援が可能になると考えられる。

(現状及び問題点)

在宅要援護者総合支援事業のうち、最大の支出となっている紙おむつ等給付事業は、所得要件や介護度要件が特に定められていない。群馬県内の市町村においては、所得制限等を設けずに紙おむつ等給付事業を行っている市町村があり、市町村への補助金の中には、

こうした給付に対する補助金も含まれていると考えられる。

この点について、国や地方公共団体が負担する公費が一部財源となっている介護保険制度の地域支援事業で行われている紙おむつ等支給事業については、国は平成 26 年度の時点でこれまで事業を行っている市町村に限り事業の対象としており、また、令和 2 年 11 月に事務連絡を発出し、一定の所得要件を設けることなどを打ち出している。

また、各市町村は住民の要望や社会の変化等を踏まえて在宅福祉事業の支援メニューの見直しを行っていると考えられるが、こうした見直しを反映して本事業の支援メニューを変更することはあまり行われてこなかったと考えられる。

本事業は介護保険制度を補完する事業という位置付けで開始されており、事業開始から現在までの介護保険制度の改正等を反映し、支援が必要な者に対して必要かつ適切な支援が行われる支援メニューとなっているか、検討が必要と考えられる。

(改善策)

介護保険制度、県内外の市町村の取組、県内の市町村からの要望等を踏まえて、支援メニューや対象者要件の見直しの必要性を検討することにより、より実効性のある支援が可能になると考えられる。

第12 老人福祉施設対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

高齢社会における県民ニーズに対応するため、居宅での生活が困難な低所得の高齢者が軽費老人ホームで安心した生活を送れるよう利用料の一部を補助するほか、施設職員の資質の向上を通じて施設入所者の処遇の向上を図る。

第7期高齢者保健福祉計画に基づき、計画的な特別養護老人ホームの整備を行い、入所を希望する要介護者やその家族のニーズに対応する。

既存施設の改築・改修により、施設入所者の居住環境改善を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・老人福祉施設整備費補助（特別養護老人ホーム整備） ・老人福祉施設整備費補助（改築） ・大規模修繕費補助 ・軽費老人ホーム利用料補助 ・老人福祉施設協議会研修事業費補助
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：—

(4) 事業計画

①軽費老人ホーム利用料補助 757,750 千円

軽費老人ホームの費用基準額と利用者の収入に応じて定められた本人徴収額との差額を補助する。

②群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助 1,200 千円

老人福祉施設協議会が実施する施設職員の研修事業に係る経費の一部を補助する。

③特別養護老人ホーム整備（100床）320,600 千円

高齢者保健福祉計画に基づく特別養護老人ホームの増床整備を補助する。

④大規模修繕費補助 130,000 千円

老人福祉施設の建物補修、冷暖房等設備更新などの大規模修繕費を補助する。

(5) 事業内容

① 軽費老人ホーム利用料補助

軽費老人ホームとは、家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な低所得階層に属する高齢者（原則、60 歳以上）に対し、低額な料金で日常生活上の必要な便宜を供与する福祉施設であり、群馬県所管施設は 41 施設ある。

群馬県においては、軽費老人ホームが、入所させた高齢者に対し、利用料のうちサービスの提供に要する一部を減免した場合に、施設に対して補助金を交付することとしている。

補助金交付額は、次のアとイの額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度とし、毎年度予算の範囲内で補助することが必要と認められる額である。

ア サービスの提供に要する費用実支出額（年額）

イ 「軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表」に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に「軽費老人ホーム各種加算額一覧」に定める各種加算額（月額）を加えた単価に一定率等を乗じ、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額

従前は、補助額の 3 分の 1 を国が県に対して補助していたが、平成 16 年度に一般財源化された。それ以降も全国的に設けられている補助金である。

令和元年度の補助金の支給状況は、下表のとおりである（単位：千円）。

	支出額 (ア)	基準額 (イ)	支出額÷基準額	(ア)と(イ)の少ない方	本人徴収額	本人徴収額控除額	補助基本額	確定額	補助基本額-確定額
1	75,631	72,222	105%	72,222	7,687	64,535	64,535	64,535	0
2	47,357	43,200	110%	43,200	10,399	32,801	32,801	32,801	0
3	25,915	21,606	120%	21,606	5,338	16,268	16,268	16,268	0
4	42,383	35,687	119%	35,687	6,810	28,877	28,877	28,877	0
5	48,009	40,002	120%	40,002	6,212	33,790	33,790	33,790	0
6	52,258	40,648	129%	40,648	11,131	29,517	29,517	29,517	0
7	44,398	40,369	110%	40,369	6,818	33,551	33,551	33,551	0
8	21,476	16,210	132%	16,210	2,502	13,708	13,708	13,708	0
9	17,141	15,632	110%	15,632	1,986	13,646	13,646	13,646	0
10	21,832	18,725	117%	18,725	4,206	14,518	14,518	14,518	0
11	21,386	21,142	101%	21,142	4,500	16,642	16,642	16,642	0
12	31,429	24,296	129%	24,296	5,947	18,349	18,349	18,349	0
13	26,244	23,182	113%	23,182	4,348	18,834	18,834	18,834	0
14	17,065	15,864	108%	15,864	3,697	12,168	12,168	12,168	0
15	18,553	18,047	103%	18,047	3,138	14,909	14,909	14,909	0
16	30,615	21,363	143%	21,363	3,609	17,754	17,754	17,754	0
17	26,305	23,752	111%	23,752	4,213	19,539	19,539	19,397	141,720
18	18,573	15,526	120%	15,526	1,850	13,676	13,676	13,676	0
19	17,361	15,690	111%	15,690	3,175	12,515	12,515	12,515	0
20	31,775	26,076	122%	26,076	4,961	21,115	21,115	21,115	0
21	13,938	3,267	427%	3,267	1,985	1,282	1,282	1,282	0
22	18,734	16,210	116%	16,210	3,434	12,776	12,776	12,776	0
23	20,897	22,255	94%	20,897	3,574	17,323	17,323	17,323	0
24	24,718	22,728	109%	22,728	3,861	18,867	18,867	18,867	0
25	18,932	18,829	101%	18,829	2,700	16,129	16,129	16,129	0
26	25,749	22,495	114%	22,495	6,865	15,630	15,630	15,630	0
27	16,844	18,342	92%	16,844	4,036	12,808	12,808	12,808	0
28	18,138	17,938	101%	17,938	2,403	15,535	15,535	15,535	0
29	62,854	45,337	139%	45,337	9,735	35,602	35,602	35,602	0
30	25,213	19,350	130%	19,350	5,441	13,909	13,909	13,909	0
31	37,551	22,710	165%	22,710	4,980	17,729	17,729	17,729	0
32	19,444	15,591	125%	15,591	2,830	12,762	12,762	12,762	0
33	18,478	18,321	101%	18,321	2,536	15,785	15,785	14,107	1,678,698
34	25,224	16,257	155%	16,257	5,322	10,935	10,935	10,935	0
35	30,439	21,561	141%	21,561	5,207	16,354	16,354	16,354	0
36	22,435	23,752	94%	22,435	4,704	17,731	17,731	17,731	0
37	21,134	17,957	118%	17,957	1,414	16,543	16,543	16,543	0
38	16,730	7,520	222%	7,520	3,442	4,078	4,078	4,078	0
39	32,327	21,980	147%	21,980	4,250	17,730	17,730	17,730	0
40	10,164	7,565	134%	7,565	3,653	3,912	3,912	3,912	0
41	20,407	19,751	103%	19,751	2,344	17,407	17,407	17,407	0
平均	27,709	23,145	128%						

②群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助

群馬県老人福祉施設協議会が老人福祉施設の施設長や職員を対象として行う研修事業に対する補助金交付事業である。

毎年度、120万円を補助金として支給している。

③特別養護老人ホーム整備

群馬県高齢者保健福祉計画(第7期)に基づき、特別養護老人ホームの創設、増床、

改築等を行う事業者に対して交付する補助金である。補助単価は1床あたり 320 万 6,000 円（補助率 10/10）である。中核市実施分及び地域密着型特別養護老人ホーム整備費は除外されている。

群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）に基づく目標数は、以下のとおりである。

圏域	H29 末 定員	H30 目標	R1 目標	R2 目標	計	R2 末 目標数
県全体	10,500	228	193	243	664	11,164
前橋	1,787	50			50	1,837
高崎安中	1,981	90	93	93	276	2,257
渋川	690		60		60	750
藤岡	420					420
富岡	589					589
吾妻	356					356
沼田	626					626
伊勢崎	1,095	8	20	80	108	1,203
桐生	1,085			20	20	1,105
太田館林	1,871	80	20	50	150	2,021

令和元年度は、以下のとおり、補助金交付決定を行った。なお、令和元年度に交付決定をした事業者の選定は、平成 30 年度に行っている。

整備圏域	整備床数等	交付決定額（千円）
渋川	50（増床）	160,300
伊勢崎	20（増床）	64,120
太田・館林	20（増床）	64,120
合計	90	288,540

計画としては、100 床の整備を目指していたが、渋川市計画分が途中で 10 床取下げとなったため、90 床となった。監査時点においては、いずれの事業も完了していなかった。

令和元年度においては、群馬県高齢者保健福祉計画に基づき、令和 2 年度に特別養護老人ホームの創設・増床等を行う業者（伊勢崎地区 80 床、桐生地区 20 床、太田館林地区 50 床）の選定を行った。業者の選定は、特別養護老人ホーム設置・増築（増床）候補者選定要綱に基づき、以下のような手順で行われている。

ア 介護高齢課長（以下、「課長」という。）が、施設整備地域の市福祉事務所長、県保健福祉事務所長（以下、「所長」という。）に対し、設置又は増設（増床）候補者の選定を依頼する。

イ 所長は、整備予定市町村及び該当市町村内の民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉法人、老人クラブ連合会、医師会等に照会し、希望者を把握する。

- ウ 希望者は、希望申請書を所長あてに提出する。
- エ 所長は、提出のあった申請書を速やかに名簿に整理するとともに、課長に希望者を報告する。課長は、希望者について、必要に応じて所長に助言する。
- オ 所長は、申請された設置または増築を予定する土地について、農業関係部局に対し、農地規制の有無を照会し、照会に対する回答結果を「老人ホーム計画審査表」に明記する。
- カ 所長は、提出された申請書及び事情聴取並びに現地調査に基づき詳細な審査を行い、その結果を「老人ホーム計画審査表」（各審査項目を評価基準に従って点数で評価をする。）にまとめる。
- キ エの助言及びオの照会結果を考慮し、行政関係者、老人福祉関係者、医療関係者、学識経験者等により組織する設置候補者選定委員会において、審査を行う。
- ク 所長は、審査結果について、課長に協議する。課長は選定経過を聴取確認の上、助言する。
- ケ 所長は、協議結果を踏まえて総合的な判断を行い、希望者を選定する。
- コ 所長は、選定結果に基づき、申請書を提出した希望者に審査結果を説明の上、選定結果通知書により通知するとともに、市町村長意見書を添付して、選定報告書により課長が指定する日までに報告する。
- 令和2年度の補助金に関しては、以下のとおりとなっている。
- なお、伊勢崎市内に増設予定であった事業者の取り下げの理由は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施予定事業者に経済的損失が生じたためである。

圏域（設置市町村）	整備床数等	計画承認の有無	備考
伊勢崎（伊勢崎市）	40床（増床）	承認	承認後、取下げ
伊勢崎（玉村町）	40床（増床）	承認	
太田館林（館林市）	50床（創設）	非承認	
太田館林（館林市）	50床（増床）	承認	創設施設非承認後、館林市において再選定
桐生（桐生市）	10床（増床）	承認	
桐生（桐生市）	10床（増床）	承認	

④大規模修繕費補助

以下の施設整備事業に対する補助金である。

- ・特別養護老人ホーム及び併設老人短期入所事業用居室に係る整備事業
- ・養護老人ホーム及び併設の老人短期入所事業用居室に係る整備事業
- ・軽費老人ホームに係る整備事業

補助金の対象となるのは、老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずる恐れがあ

るため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事（大規模修繕）である。

交付額は、以下の基準額と、以下に掲げる対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は移行時特別積立金を含む。）を控除した額を比較して少ない方の額に、以下の補助率を乗じて得た額である。

基準額	対象経費	補助率
1 施設あたり 40,000 千円	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、消費税及び地方消費税は含まない。	1 / 2 以内

令和元年度は、以下のとおり、11 の施設に対し、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行った。

（単位：千円）

施設種別	修繕内容	総事業費 (税込)	交付決定額	契約額	確定額	備考
特別養護 老人ホーム	①建物内床、壁 改修工事 ②トイレ改修工 事 ③脱衣所・浴室 改修工事 ④ナースコール 等工事	103,188	20,000	68,970	20,000	繰 越
軽費老人 ホーム	ナースコール工 事	5,610	2,550	5,080	2,540	
特別養護 老人ホーム	①大浴場改修工 事等 ②機械浴槽入替 工事 ③給油ボイラー 入替工事 ④浄化槽改修工 事	26,004	5,966	22,000	5,889	

特別養護 老人ホーム	①屋上防水工事 ②外壁改修・雨樋及び排水管の一部更新工事	40,370	15,953	36,700	15,953	
特別養護 老人ホーム	①冷温機システム改修工事 ②エアコン改修工事 ③灯油式給油ボイラー改修工事 ④給水ポンプ改修工事 ⑤ガス式給油機改修工事	36,039	14,304	39,000	14,304	
特別養護 老人ホーム	ナースコール工事	20,757	9,346	17,770	9,116	
特別養護 老人ホーム	①屋上防水工事 ②厨房床改修工事 ③エレベーター劣化部品交換工事 ④床暖房修繕工事 ⑤給油ボイラー部品更新工事 ⑥空調更新工事 ⑦居室電気給湯機交換工事 ⑧風呂水漏れ改修工事	52,745	20,000	44,100	20,000	
養護老人 ホーム	居室用エアコン工事	22,693	9,864	18,220	9,346	
特別養護 老人ホーム	空調更新工事	26,265	11,939	23,200	11,600	

ム						
特別養護 老人ホーム	①外壁ひび割れ 修繕工事 ②空調更新改修 工事(共用部分) ③空調更新工事 (居室部分)	27,248	12,385	24,700	12,350	
特別養護 老人ホーム	ナースコール工 事	17,688	8,040	10,670	5,335	繰 越

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

【老人福祉施設対策（軽費利用料補助）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	730,000(96%)	—	27,750(4%)	757,750(100%)

【老人福祉施設対策（老施協補助金）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	1,200(100%)	—	—	1,200(100%)

【老人福祉施設対策（施設設備）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	320,000(100%)	600(0%)	320,600(100%)

【老人福祉施設対策（大規模修繕補助）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	130,000(100%)	130,000(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

【老人福祉施設対策（軽費利用料補助）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	738,783	730,084	8,699	
平成 30 年度	735,899	750,983	1,771	
	3月専決後 752,754			
令和元年度	757,750	755,720	2,484	
	3月専決後 758,204			

【老人福祉施設対策（老施協補助金）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	1,200	1,200		
平成 30 年度	1,200	1,200		
令和元年度	1,200	1,200		

【老人福祉施設対策（施設設備）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	673,260 (480,900)	153,888 (480,900)	519,372	翌年度への繰越等 繰越額 224,420
平成 30 年度	282,128 (224,420)	0 (224,420)	282,128	翌年度への繰越等 繰越額 249,454
令和元年度	320,600 (249,454)	0 (249,454)	320,600	翌年度への繰越等 繰越額 288,540

※ ()は繰越予算分

※差額と繰越額の差は、整備計画取下げ等による未執行分。補正予算で減額。

【老人福祉施設対策（大規模修繕補助）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	100,000	98,862	1,138	
平成 30 年度	100,000	100,000	0	
令和元年度	130,000	126,433	3,567	

②令和元年度決算額の主な内訳

【老人福祉施設対策（軽費利用料補助）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		755,720	軽費老人ホーム利用料補助金 (41 施設)
合計		755,720	

【老人福祉施設対策（老施協補助金）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		1,200	研修運営費
合計		1,200	

【老人福祉施設対策（施設設備）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		0	特養施設整備補助金 ※全額翌年度に繰越
合計			

【老人福祉施設対策（大規模修繕補助）】 (単位：千円)

節	令和元年度	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金		126,433	社会福祉法人への補助等
合計		126,433	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

特別養護老人ホーム整備については、群馬県高齢者保健福祉計画により、数値目標が定められている。

その他については、成果指標は定められていない。

②達成状況

特別養護老人ホーム整備の状況は、以下のとおりである。

	平成 30 年度末	令和元年度	令和 2 年度
計画数	12,408 床	12,688 床	12,989 床
整備数	11,962 床	12,144 床	

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県軽費老人ホーム利用料補助金額の確定について（意見 23）

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。

仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないというのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。

（現状及び問題点）

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金の補助金交付額は、次のアとイの額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度とし、毎年度予算の範囲内で補助することが必要と認められる額とされている。

ア サービスの提供に要する費用実支出額（年額）

イ 「軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表」に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に「軽費老人ホーム各種加算額一覧」に定める各種加算額（月額）を加えた単価に一定率等を乗じ、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額

このうち、「イ」の基準額は、当該施設の定員等に基づいて定まるものであり、年度途中で変更が生ずることはほとんど考えられない。これに対し、「ア」は、当該施設がサービスの提供のために支出した実支出額であるため、厳密に言えば、当該年度が終了するまで、確定することはない。

そのため、担当部署においては、当該年度の5月ころに、各施設からの申請額の90%の額を補助金の額とする交付決定を出した上、各施設に対し、3月上旬を提出期限として当該年度の支出予定額等の書類の提出を求め、同月下旬に補助金の交付額の変更決定を行っている。

しかし、そのような対応を行っていても、各施設による対象経費の計上漏れ等により、当該年度の3月上旬時点では「ア」のほうが高い見込みであったが、要綱上当該年度の翌年度の4月25日までに提出することとなっている事業実績報告書提出の段階となり、「ア」の金額が上がって「イ」のほうの低くなるということが分かるというケースが発生している。令和元年度には、41施設中2施設が、そのような状況となった。

この場合の取扱いについて、担当課は、「支払執行スケジュール上、再変更交付申請手続は困難であるため、変更交付申請の提出依頼時に不足が生じないように通知していることや施設側の申請手続ミス等を踏まえ、3月下旬時点の変更交付決定額をもって確定額とする」とのことで、最終的に「イ」のほうの低くなった2施設に対しても、3月時点で提出されていた「ア」の金額をもとに、補助金額を確定し、精算交付していた。事業実績報告書の記載から導き出される見込額と確定額とされた補助金額との差は、一つの施設

は14万1,720円、もう一つの施設は167万8,698円であった。

しかし、補助金交付要綱には、3月下旬の変更交付決定以降に補助金交付額を変更することはできない旨の記載はない。また、要綱上、「補助金額の確定」は、「実績報告書」の提出がなされた後とされている（要綱第10）。金額が「確定」するまでは、変更することは可能なはずである。施設側に経費の計上漏れといったようなミスがあったとしても、多少のミスは誰しもするものであり、そのような些細なミスにより、施設が150万円以上もの補助金を得ることができなくなるというのでは、ひいては同施設に入所する県民に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

(改善策)

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱の文言を踏まえ、補助金額の確定がなされるまでの間は、補助金の額は柔軟に変更するような対応に改めるべきである。

仮に、当該年度の3月下旬以降は一切変更しないというのであれば、補助金額が変更可能な期限を要綱に明確に定めておくべきである。

(2) サービス提供基準額の見直しについて（意見24）

一定水準以上の適切な施設の維持、適正な施設運営の観点から、各施設のサービス提供に要する費用実支出額を検討し、サービス提供基準額の見直しを考えるべきである。また、基準額に比して高額な費用実支出額を支出している施設については、その原因を調査するなどし、適切な補助金額の支給に努めるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県軽費老人ホーム利用料補助金の補助金交付額は、次のアとイの額を比較し、いずれか少ない方の額から、入所者本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間総合算額を控除して得た額を限度とし、毎年度予算の範囲内で補助することが必要と認められる額とされている。

ア サービスの提供に要する費用実支出額（年額）

イ 「軽費老人ホームサービスの提供に要する基本額単価表」に定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に「軽費老人ホーム各種加算額一覧」に定める各種加算額（月額）を加えた単価に一定率等を乗じ、原則として各月初日現在の入所者数を乗じて算出したサービスの提供に要する費用基準額

そして、多くの施設では、アのサービス提供に要する実支出額のほうが、イのサービス提供基準額より多くなっており、サービス提供基準額に占める実支出額の割合は、平均して128%であった。また、割合の一番低い施設は92%、一番高い施設は427%にも上っていた。

このように、サービス提供基準額に占める実支出額の割合に大きな差があり、かつ、基準額の 4.2 倍以上もの実支出をしている施設があるというのは、一定水準以上の適切な施設の維持、適正な施設運営の観点から問題のある可能性がある。

(改善策)

各施設のサービス提供に要する費用実支出額を検討し、サービス提供基準額の見直しを考えるべきである。また、基準額に比して高額な費用実支出額を支出している施設については、その原因を調査するなどし、適切な補助金額の支給に努めるべきである。

(3) 大規模修繕費補助金交付対象事業の明確化について (意見 25)

公平性に資するため、大規模修繕費補助について、対象となる事業を「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては 10,000 千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては 5,000 千円以上の整備」事業とする基準を廃止すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、群馬県内の老人福祉施設等施設に対し、大規模修繕費の補助を行っているが、同補助金の対象となる事業は、「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては 10,000 千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては 5,000 千円以上の整備」事業としているとのことであった。

確かに、補助の対象は「大規模」修繕である以上、ある程度大規模である必要のあることは否定できない。

しかし、比較的小規模な施設であれば、ある程度大規模な改修工事を行ったとしても、総事業費が 1,000 万円又は 500 万円よりも低くなる可能性は十分にあり得る。

例えば、令和元年度においては、定員が 36 名の軽費老人ホームのナースコール更新工事総事業費 508 万円 (税抜) に対してその 2 分の 1 の 254 万円の補助金が支出されたが、群馬県内にはより小規模の定員 30 名以下の軽費老人ホームも多数存在するところ、そのような施設が同様にナースコール更新工事を行おうとした場合、総事業費が税抜 500 万円を下回ることも十分に考えられる。そして、そのような場合、金額の規模としては「大規模」とは言い切れないかもしれないが、施設の規模からすれば「大規模」な修繕が行われたということが出来る。そうであるにもかかわらず、そのような施設に対しては補助金を一切交付しないとしては、公平性にもとるといわざるを得ない。

また、群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金交付要綱には、対象となる事業は「大規模修繕」であり、「大規模修繕」とは「老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずる恐れがあるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事を行うこと」と記

載されているだけで、金額上の制限はない。

(改善策)

公平性に資するため、大規模修繕費補助について、対象となる事業を「1施設あたりの修繕に係る総事業費が、特別養護老人ホームについては10,000千円以上、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては5,000千円以上の整備」事業とする基準を廃止すべきである。

(4) 補助対象事業の明確化について (意見 26)

補助対象事業を明確にするため、大規模修繕には「改修」が含まれるのか否か、含まれるとしてどのような「改修」までが含まれるのかを要綱に明記すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県では、特別養護老人ホーム等の大規模修繕費に対し、補助金を支出している。

そして、同補助金に関して定められている「群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金交付要綱」によれば、「大規模修繕」とは、「老朽化が著しく入居者の処遇に影響が生ずる恐れがあるため回収が必要となった施設及び付帯設備の改修工事をおこなうこと」と定められている。要綱上、「修繕」と「改修」が、厳密に区別されていないということである。

しかし、「修繕」と「改修」は、厳密には異なる言葉のはずである。「修繕」とは「損じたり悪くなったりしたところをつくろいなおすこと」、すなわち老朽化等した部分を以前の状態に戻すために行うものであるのに対し、「改修」とは「手を入れて作りなおし、よくすること」、すなわち元々の性能や機能をより良くするために行うものであるといえる(精選版日本国語大辞典参照)。

このような要綱の文言のままでは、例えば、特別養護老人ホーム等が、今まで設けられていなかった新たな設備を入居者の処遇環境の向上のために設けるという場合に、補助金が支給されるのか否か、疑義が生じかねない。

(改善策)

補助対象事業を明確にするため、大規模修繕には「改修」が含まれるのか否か、含まれるとしてどのような「改修」までが含まれるのかを要綱に明記すべきである。

第 13 介護老人保健施設等対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

「第 7 期高齢者保健福祉計画」に基づく介護老人保健施設の計画的な整備や安定的な運営の支援等を通じて、良好な介護サービス基盤の確保を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護老人保健施設整備費補助
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部 介護高齢課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①民間介護老人保健施設整備資金利子補助 当初予算 13,750 千円

介護老人保健施設の運営の安定、施設整備の促進を図るため、施設建設に係る借入資金に対する利子補給を実施する。

②介護老人保健施設整備費等補助 当初予算 22,500 千円

医療療養病床から介護医療院への転換整備費を補助する。

(5) 事業内容

①民間介護老人保健施設整備資金利子補助

本事業によって交付される補助金は、民間法人等が介護老人保健施設の建設(建物の新築及び増改築)のために、福祉医療機構等金融機関や一般金融機関から借り入れた資金にかかる利子の一部を補助するものである。補助金は、福祉医療機構からの借入の場合、利率の 0.75%相当額又は利子の 3 分の 1 を、一般金融機関から借入の場合、利率の 0.375%相当額又は利子の 6 分の 1 を負担する。

平成 5 年度より創設された制度であるが、償還財源確保の困難性が緩和されてきたことや、長期金利の低下により金利負担も減少してきたこともあり、平成 21 年度より新規認定をしておらず、既認定の対象についても 10 数年で、補助対象となる借入金の償還完了が見込まれる。

令和元年度において、福祉医療機構からの借入分について19件、11,180千円を、一般金融機関からの借入分について、6件、1,090千円を交付している。

②介護老人保健施設整備費等補助(病床転換整備費補助金)

本事業によって交付される補助金は、療養病床再編成と今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応し、介護医療院等への転換を支援するため、病院又は診療所の医療療養病床からの転換整備に係る負担を補助するものである。この補助金は、国と社会保険診療報酬支払基金と群馬県が、10：12：5の割合で負担する。補助金額は1床当たり、①改修の場合500千円、②改築の場合1,200千円、③創設の場合1,000千円となっている。

令和元年度において、1件、3,755千円を交付し、うち695千円が群馬県の負担となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源(令和元年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,391(9%)	1,669(10%)	—	12,965(81%)	16,025(100%)

②その他

民間介護老人保健施設整備資金利子補助は全額一般財源から支出されている。

介護老人保健施設整備費等補助は上述のように、国と社会保険診療報酬支払基金と群馬県が、10：12：5の割合で負担している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	32,860	27,800	5,060	
平成30年度	17,450	16,230	1,220	
令和元年度	36,503	16,025	20,478	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	12,270	老健整備資金の利子補助金
負担金補助及び交付金	3,755	医療療養病床から介護医療院への病床転換にかかる整備補助
合計	16,025	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 病床転換整備費補助金について（意見 27）

病床転換整備費補助金の実績は極めて少なく、事業の改善か廃止を検討すべきである。

(現状及び問題点)

病床転換整備費補助金については、令和元年度において1件の交付、令和2年度においても交付実績なしになることが見込まれている。交付決定となるまでに長い時間を要することや実績報告の煩雑さ等から利用実績が伸びていないことも想定される。

(改善策)

民間法人等がより利用しやすくなるよう交付決定の時期を早めることや、申請の手間をより簡易にすることが可能か検討する必要がある。他方、補助の実績なく、介護医療院等の開設状況が順調に推移していくのであれば、事業の廃止も検討すべきである。

第14 地域医療介護総合確保対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

小規模老人福祉施設等を整備し、地域の実情に応じたサービス提供を推進することにより、介護を要する高齢者が住み慣れた自宅や地域でできる限り生活を続けられるようにする。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護保険サービスの整備計画
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①地域密着型介護拠点等整備 1,350,378千円

定員29人以下の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、地域密着型介護施設の創設や増設に対して、整備費等を補助する。

②開設準備経費等補助 743,815千円

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設開設前に看護・介護職員等を雇い上げ、研修や訓練を行うなど、質の高いサービス提供の体制整備を行う事業者に対し、施設の開設準備経費を補助する。

③改修、転換等支援 215,292千円

- ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー改修を補助する。
- ・介護療養病床から介護医療院への転換整備を補助する。

(5) 事業内容

消費税増収分等を財源として各都道府県に設置された基金を活用して、地域に密着した介護拠点の整備を支援するとともに、特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備経費やプライバシー確保に係る改修経費等を補助した。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、県内市町村における高齢障害者向け広報・

啓発に係る経費を補助した。

① 地域密着型介護拠点等整備

地域の実情に応じた介護サービスの提供を推進するため、定員 29 人以下の地域密着型介護施設等の整備促進を図った。

区分	対象施設数	事業費
認知症高齢者グループホーム	2 施設	65,600 千円
小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設	32,000 千円
生活支援ハウス	1 施設	35,700 千円
計		133,300 千円

② 開設準備経費等補助

特別養護老人ホーム、地域密着型サービス施設等の円滑な開設のため、開設前の介護職員等の雇上げ費用、開設のための備品購入経費等を補助した。

区分	対象施設数	事業費
特別養護老人ホーム	3 施設	59,840 千円
認知症高齢者グループホーム	3 施設	20,691 千円
その他	4 施設	34,733 千円
計		115,264 千円

③ 改修、転換等支援

特別養護老人ホームの多床室のプライバシー改修及び介護療養病床の介護医療院等への転換のための整備費を補助した。

区分	対象施設数	事業費
プライバシー保護改修補助	2 施設	23,000 千円
介護療養型病床転換補助	2 施設	16,663 千円
計		39,663 千円

④ 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助を行った。

区分	対象市町村数	事業費
地方自治体の広報・啓発経費補助	2 市	133 千円

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	2,309,485(100%)	—	—	2,309,485(100%)

②その他

事業負担割合：国2／3、県1／3

市町村への交付額：214,897千円

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	2,641,111	1,799,331	841,780	
平成30年度	1,204,134	1,180,962	23,172	
令和元年度	2,309,485	288,360	2,021,125	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	288,360	施設整備及び開設準備経費補助
合計	288,360	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標（出典：群馬県高齢者保健福祉計画（第7期））

ア 地域密着型特別養護老人ホーム整備目標（入所定員数）

87床（平成30年度）

87床（令和元年度）

58床（令和2年度）

イ 認知症高齢者グループホーム整備目標（入所定員数）

51床（平成30年度）

144床（令和元年度）

72床（令和2年度）

ウ 小規模多機能型居宅介護整備目標（利用定員数）

29床（平成30年度）

118床（令和元年度）

25床（令和2年度）

エ 介護法人福祉施設の個室・ユニットケアの割合：50%以上（令和7年度目標）

②達成状況

ア 地域密着型特別養護老人ホーム整備状況（入所定員数）

0床（平成30年度）

0床（令和元年度）

イ 認知症高齢者グループホーム整備状況（入所定員数）

9床（廃止）（平成30年度）

6床（令和元年度）

ウ 小規模多機能型居宅介護整備状況（利用定員数）

102床（廃止）（平成30年度）

97床（廃止）（令和元年度）

エ 介護法人福祉施設の個室・ユニットケアの割合（令和元年度末）（単位：床）

施設種別	ベッド数(A)	個室・ユニットケア(B)	(B)/(A)
介護老人福祉施設	10,541	3,989	37.8%
地域密着型介護老人福祉施設	1,593	1,356	85.1%
計	12,134	5,345	44.0%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）補助金に係る実績報告について（指摘2）

実績報告は、補助対象事業が完了した初年度しか行われていないため、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に準拠していない。今後は補助金が有効に活用されていることを確認するために、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度事業実績報告を徴求すべきである。

（現状及び問題点）

「群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱」において、補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から毎年度、知事が別に定める日までに補助事業の実績報告をする必要があるが（要綱第14条第2項）、事業実績報告は補助対象事業が完了した時に行われているのみで、それ以降は行われていない。

（改善策）

補助金が有効に使われていることを確認する意味で、毎年度継続的に「事業実績報告」を提出させる必要があると考える。また、その際に有効活用されているか否かの指標としては、施設の稼働率（定員充足率）が最適と考えるため、「事業実績報告」には稼働率も含めて報告させるようにすべきである。なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のための方策を事業者とともに検討し、稼働率の向上を目指す

べきである。

(2) 補助金で取得した不動産・30万円以上の機械及び器具その他の財産の状況報告について（指摘3）

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱に規定されている、補助金で取得した財産等の活用状況報告が行われていない。

税金が有効活用されているか否かの判断材料とするため、今後は補助事業により取得した資産の活用状況を毎年報告させ、当該資産が目的どおり利用されているかを確認すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、「補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円（補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具その他の財産については、別に定める期間を経過するまでの間、知事に対して毎年度活用状況を報告しなければならない。」（要綱第8条（1）カ）とされている。現状、活用状況報告は行われていない。活用状況報告が行われないと、補助事業により取得した資産が有効活用されているか否かのチェックが行えない。

(改善策)

税金が有効活用されているか否かの判断材料とするため、今後は補助事業により取得した資産の活用状況を毎年報告させ、当該資産が目的どおり利用されているかを確認すべきである。

(3) 第三者への一括請負に係るチェック体制について（意見28）

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、建設工事に係る第三者への一括請負を禁止しているが、現状、第三者への一括請負がなされているか否かのチェックは行われていない。

税金の有効活用という観点から、今後は第三者に一括請負させていないかをチェックすべきである。

(現状及び問題点)

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱において、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない（要綱第8条（1）コ及び（2）

イ（ス）とされているが、現状、第三者に一括請負させていないかのチェックは行われていない。なお、第三者に一括請負させると、中間搾取等の問題が生じるため、第三者への一括請負は禁止されている。

(改善策)

税金の有効活用という観点から、今後は第三者に一括請負させていないかをチェックすべきである。チェック方法としては、市町村を通じて補助金を交付している場合は、市町村から報告させ、一方、県が直接事業者へ補助金を交付している場合は、県が契約書の確認等をすべきである。

(4) 市町村を通じて事業者へ補助する事業について（意見 29）

群馬県介護基盤等整備事業費補助事業のうち、市町村を通じて補助事業者へ補助金が交付されるパターンにおいて、補助事業を行うために締結する契約が、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かのチェックが行われていない。

今後は、税金の有効活用という観点から、市町村任せにするのではなく、補助事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているかまで、実績報告で報告させて、チェックすべきである。

(現状及び問題点)

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱第8条（2）において、「補助事業者に対して市町村が助成することにより実施する補助事業に対して県が補助金を支出する場合は、当該市町村に対して次に掲げる条件が付されるものとする。」とされている。次に掲げる条件の一つに、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされている（要綱第8条（2）イ（シ）」が、現状、市町村から提出される実績報告には、補助事業を行うために締結する契約が、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しているかの記載はない。県の担当者によれば、当然当該事項は市町村がチェックしているはずとのことである。しかし、県が補助金を出している以上、県も何らかの方法で妥当性チェックを行う必要がある。

なお、補助事業を行うために締結する契約の形態によっては、業者への支払が過大になり、補助金の過大支給につながる恐れがある。

(改善策)

今後は、税金の有効活用という観点から、市町村任せにするのではなく、補助事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取

扱いに準拠しているかまで、実績報告で報告させて、チェックすべきである。

(5) 成果指標について (意見 30)

地域密着型介護拠点等整備事業においては、施設の定員数の増加のみを成果指標としている。施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、今後は施設定員に対する利用者数の割合（稼働率）も成果指標とすべきである。なお、補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設の存在を高年齢等にPRし、利用の促進を図るべきである。

(現状及び問題点)

地域密着型介護拠点等整備事業について、群馬県高齢者保健福祉計画（第7期）において、施設の定員数の増加を成果指標としている。しかし、定員数を増加させることも必要だが、施設は整備して終わりではなく、むしろ整備しその後の稼働率を上げることが重要である。

(改善策)

施設の有効活用及び補助金の有効性を高めるという観点から、施設定員に対する利用者数の割合（稼働率）も成果指標とすべきである。補助金交付先で、稼働率が低迷している施設については、稼働率向上のために積極的に助言を行うとともに、当該施設の存在を高年齢等にPRし、利用の促進を図るべきである。

なお、現状、特別養護老人ホームについてのみ、毎年4月1日時点の稼働率を算出している。

(6) 地域密着型介護拠点等整備の整備目標について (意見 31)

地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。

今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。

(現状及び問題点)

上記成果指標に記載のとおり、地域密着型介護拠点等の整備については、計画と実績が大幅に乖離している。そして県の計画は県内各市町村の計画に基づいて作成されており、市町村の計画については群馬県においてもチェックしているとのことである。しかし、現実には計画と実績の大幅な乖離が生じている。

その結果として、国から交付された基金残は令和2年3月31日時点において、

1,595,426千円となっている。当該事業は国の交付金を利用して行われている事業であるため、結果として国から交付された基金残は、本来であれば、当該財源を国が他の事業に利用できたはずである。

(改善策)

今後は税金の有効活用という観点から、ニーズを的確に把握するように市町村に周知徹底するとともに、県においても計画策定の際にニーズの有無を的確に審査し、計画値の精度を高めるべきである。

第 15 介護人材確保対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①介護現場において喫緊の課題となっている介護人材の確保を図るために、参入促進や定着支援、資質向上の対策を進める。
- ②介護人材を安定的に確保し、県民が安心して介護サービスを受けられるようにする。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	5 介護人材確保対策と資質の向上 ・児童・生徒向けパンフレット作成 ・福祉職員等合同入職式 ・代替職員の確保による実務者研修支援 ・介護人材確保対策会議 など
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	該当なし
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：－

(4) 事業計画

①参入促進

児童・生徒向けパンフレット作成、介護福祉士修学資金等貸付、外国人向け介護の仕事見学バスツアー、介護に関する入門的研修支援事業等を実施する。

②定着支援

福祉職員等合同入職式、介護業雇用管理等相談援助事業、外国人介護人材受入環境整備事業、介護ロボット導入支援事業等を実施する。

③資質向上

代替職員の確保による実務者研修等支援、現任介護職員キャリアアップ支援、認知症ケア研修事業等を実施する。

④基盤整備

介護人材確保対策会議を開催する。

(5) 事業内容

①介護人材確保対策会議 69 千円

県内の介護に係る各関係団体の役職者を構成員とした介護人材確保対策会議を年1回開催し、不足する介護人材をいかに確保していくかを協議している。

成果指標	達成状況
会議の開催 2回	1回

②専門相談員による就業支援 3,077 千円

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会に、専門相談員による就業支援事業に関して委託している。群馬県社会福祉協議会では、専門の嘱託職員を1名雇用し、その専門職員が介護福祉士養成校及び福祉課程のある高校に出向いて求人情報を提供するほか、特別養護老人ホーム等を訪問して求人情報等を収集するなど、介護職員等の確保に関する相談に応じている。

成果指標	達成状況
専門相談員による求人・求職相談件数 200件	128件

③介護の仕事PR 1,054 千円

「介護の日（11月11日）」を広く県民に周知し、県民の介護についての理解と関心を深めるとともに、介護職が高齢化社会を支えるやりがいのある仕事であり、介護職のイメージアップと魅力ある仕事であることを効果的にPRし、介護職への参入促進を図るため、令和元年11月10日（日）にイオンモール高崎にて、介護の仕事PRイベントを実施した。県のホームページにより事業者を公募したところ、1者のみ応募してきたため、審査の結果、同者に業務委託を行った。

成果指標	達成状況
1回（来場者1,500名）	1回（来場者1,500名）

④児童・生徒向けパンフレットの作成 1,958 千円

群馬の将来を担う小・中・高校生及び特別支援学校生に、介護サービスの仕事が今後の高齢化社会を支える働きがいのある仕事であることを積極的に周知・広報することにより、介護に対する認識を深め、介護職への参入を促進するために、パンフレットを作成している。配布対象は、県内の小学5年生、中学1年生、高校1年生、特別支援学校高等部1年生とし、児童・生徒の理解力等を考慮し、小学生用・中学生用・高校生用の3パターンを作成する。なお、パンフレットは2年に1度作成し、翌年度は、介護の日のPRイベントや、学校案内等についてのみ編集を行い、3分の2程度の経費で実施している。

成果指標	達成状況
パンフレット配布数 60,000 部	59,640 部

⑤介護福祉士修学資金等貸付 9,486 千円

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。補助金の交付額は、申請年度における貸付金及び貸付事務費の対象経費の実支出額から当該年度の前年度に発生した貸付金の返還額を控除した額の10分の1の額とする。

介護福祉士修学資金は、平成21年度～平成25年度及び平成28年度以降は、社会福祉協議会で取扱事務を行っており、平成20年度以前、平成26年度及び平成27年度は県が実施していた。なお、貸付を行った事業者が回収も実施している。

成果指標	達成状況
介護福祉士修学資金 貸与者数 111名 貸与額 88,712千円	100名 83,641千円
実務者研修受講資金 貸与者数 90名 貸与額 17,500千円	69名 6,807千円
再就職準備金 貸与者数 5名 貸与額 6,988千円	12名 2,400千円

⑥定住外国人等に対する日本語研修事業 2,121 千円

定住外国人等の介護分野への参入を促進するとともに、外国人介護職員の職場定着を支援するため、介護業務に従事するために必要な日本語を習得するための研修を実施した。入門コース（前・後期）、介護記録コース（前・後期）の4コース、各コース当たり18時間（1日3時間×6日間）、各コース15名以上、県内2地域で開催することとし、プロポーザル方式により委託優先交渉者を決定した。

全8コースの受講者数は、コースにより人数の偏りはあるものの、延べ120名となり、全体としては定員を充足した。しかし、入門コースの受講者の中には、介護職以外の仕事に就労しながら受講しており、引き続き同じ仕事を予定しているため、現段階では介護職への就職には至っていない事例が多い。しかし、介護職に興味関心を持ったと回答しており、一定の成果はあったと考えられる。

成果指標	達成状況
定住外国人等の研修参加者 50名	56名

⑦定住外国人等の受入準備講座 469 千円

外国人の介護職への参入を促進するとともに、職場定着を図るため、外国人介護人材の受入れを検討している介護サービス施設・事業所に対して、外国人介護人材の受

入制度等に関する情報提供を行うセミナーを開催した。西毛、北毛、東毛、中毛の4会場において、定員100名で実施したところ、それぞれ、24名、23名、57名、55名の参加があった。

成果指標	達成状況
講座実施回数5回（参加者延 250名）	4回（159名）

⑧外国人向け介護の仕事見学バスツアー 375千円

日本語学校の留学生や定住外国人等を対象として、介護福祉士養成施設及び介護施設見学バスツアーを実施することで、介護の仕事を知ってもらい、介護職への参入促進を図るため、令和元年度より開始した。

当初は年2回（1回あたり30名程度）実施予定であったが、希望者が集まらなかったため年1回に変更し、委託料も524千円から375千円に減額した。最終的な参加申込者は15名であったが、実際には7名であった。

成果指標	達成状況
バスツアー参加者 50名	7名

⑨介護人材参入促進事業 6,761千円

ア 進路選択学生等支援事業 2,655千円

(ア) 相談助言及び指導を行う専門員を配置し、次の事業を実施

- a. 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業
- b. 中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業
- c. 高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する知識と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業

(イ) 留学生に対し、カリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や専門知識等を強化するための指導の実施に必要な経費に関し、基準額を1,000千円として全額補助する。

令和元年度では、3校に2,655千円補助した。

成果指標	達成状況
支援する養成校の数 5校	3校

イ 介護への理解促進事業 4,106千円

小中学校の生徒や地域住民等を対象とした介護の魅力の発信や介護への理解の促進のために行う研修、出前講座等の実施に必要な経費に対し、知事が必要と認められた額を全額補助する。令和元年度では、6事業者に4,106千円補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 19件	9件

⑩介護未経験者等講習支援 468 千円

介護未経験者等を対象にした介護サービスの職場体験を含む研修の実施に必要な経費を全額補助する（1研修当たり 500 千円が上限）。令和元年度は、2事業者に対して補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 9 件	2 件

⑪学生等就職支援事業 116 千円

介護福祉士養成施設の学生等向けの職場選びに資するセミナー及び就職面接会を一体的に開催するために必要な経費を4分の3補助する。具体的には、群馬県介護福祉士養成校協議会が、群馬県介護福祉士養成校協議会加盟校（10校）の在学学生に対し、介護職に関する就職面接の機会を提供し、この就職説明会に対して補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 19 件	1 件

⑫介護助手養成支援事業 629 千円

介護職員の業務を専門性に応じて分類し、就労を希望する高齢者等を「介護助手」として養成するために必要な経費のうち4分の3を補助するものである。

公益社団法人群馬県老人保健施設協会が、介護助手に関する事業説明会等を実施し、これに対して補助金を交付した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 9 件	1 件

⑬介護に関する入門的研修支援事業 1,533 千円

入門的研修は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるような研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

入門的研修の実施主体は、市町村長とし、研修に係る一定の経費に対して、1研修当たり 364 千円を全額補助する。令和元年度は、2市町村に補助金を交付した。

成果指標	達成状況
実施市町村 7 市町村（修了者 延 140 名）	2 市町村（72 名）

⑭介護職機能分化等促進事業 23,938 千円

介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、介護業務の効率化等に資する取組を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。補助金の交付対象は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、その他知事の認める施設が実施する以下の事業とされており、1事業所当たりの上限は1,495千円、対象経費の全額を補助する。

ア 地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する取組

イ 介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化による多様な人材によるチームケアの実践

ウ 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

エ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組
令和元年度では、22施設に対し23,904千円の補助金を交付した。なお、当該事業は国の補助事業であり、国庫補助金により財源確保されている。

成果指標	達成状況
参加施設・事業所数 20施設・事業所	22施設・事業所

⑮福祉職員等合同入職式 192千円

介護サービス施設・事業所、障害者福祉施設・事業所及び救護施設に新たに入職する人が、自覚と責任・誇りを持って働くためのきっかけとするとともに、施設・事業所の垣根を越えた同期の仲間同士の交流とネットワークづくりを支援するため、「平成31年度群馬県福祉職等合同入職式」を平成31年4月26日に開催した。

成果指標	達成状況
講演会（交流会）の参加者 200名	138名

⑯介護業雇用管理等相談援助事業 9,964千円

当該事業は、主として介護労働者の離職防止及び定着支援のため、介護分野における労務管理等の相談援助、職場環境改善に向けたコンサルティング及びぐんま介護人材育成宣言制度に係る支援業務を実施するものである。介護分野において、県全体を対象とし特定のサービスに限定せずに、労働者の雇用管理の改善と職業能力の開発を目的として事業運営を行っている団体であり、各施設や事業所の組織運営や人材育成等に関する様々な支援を実施する体制が整っていることから、公益財団法人介護労働安定センターに随意契約により委託している。

事業は以下の通りである。

ア 介護業雇用管理等相談援助業務

- アドバイザー相談援助（3,401千円）年間を通じて実施

受託先にアドバイザーを置き、アドバイザーが、介護施設・事業所に対し、

訪問等により、雇用管理などに関する課題の解決策等について、助言や支援を行う。

- 専門家派遣（506 千円）年間 27 回
助言や支援を行った介護施設・事業所の中で、特に専門的な支援を必要とする場合は、社会保険労務士や中小企業診断士、ヘルスカウンセラー、多文化共生推進士等を派遣し、サポートを行う。

イ ぐんま介護人材育成宣言制度に係る支援業務

- スタートアップセミナー（217 千円）年 3 回
ぐんま介護人材育成宣言制度（以下「宣言制度」という。）において、宣言にあたっての要件であるスタートアップセミナーを企画・開催する。
- アドバイザー相談援助（3,773 千円）年間を通じて実施
受託先にアドバイザーを置き、アドバイザーが、宣言制度による宣言を検討している介護施設・事業所及び宣言を行った宣言事業者に対して、雇用管理等に関する課題の解決策等の助言や支援（進捗状況の確認のための巡回訪問及び取組結果の意見聴取又は現地調査を含む。）を行う。
- 専門家派遣（335 千円）年 18 回
助言や支援を行った介護施設・事業所の中で、特に専門的な支援を必要とする場合は、社会保険労務士や中小企業診断士、ヘルスカウンセラー、多文化共生推進士等を派遣し、サポートを行う。

なお、事業内容を実施することにより、県内介護事業所 100 か所における職場環境の改善や離職防止を図り、定着率を向上させることという、処遇改善達成目標を掲げて本事業を実施した。この結果、処遇改善計画書提出件数は 340 件（対前年 128%、+75 件）、事業所訪問件数は 1,040 件（対前年 117%、+153 件）となった。専門家派遣は、2つの支援業務を合算して、目標 46 件に対し 45 件であった。

成果指標	達成状況
介護業雇用管理等相談援助業務 処遇改善計画書提出事業所 100 事業所	340 事業所
ぐんま介護人材育成宣言制度に係る支援業務 宣言事業者 80 事業者 認証事業者 5 事業者	28 事業者 5 事業者

⑰外国人介護人材受入環境整備（1,776 千円）

技能実習生及び特定技能として就労する外国人の介護現場への円滑な就労・定着を支援するため、技能実習生等に対し、介護技能と日本語能力の更なる向上を目指すための研修を実施した。実際の研修は、プロポーザルにより委託業者を選定し、1,776 千円を委託費として支払った。なお、当該事業は国の事業であり、国庫補助金により

財源確保されている。

成果指標	達成状況
参加者 60名	73名

⑱新人介護職員定着のための取組支援事業（62千円）

就業して間もない新人介護職員の定着を図るために行う調査研究や研修の実施等に必要な経費の4分の3を補助する。群馬県地域密着型サービス連絡協議会が職業人としての心得・社会のルールとマナー・コミュニケーションの研修を実施し、62千円を補助した。

成果指標	達成状況
実施件数 1件	1件

⑲施設内保育施設運営支援事業（3,865千円）

介護施設・事業所における保育施設等の運営に必要な給与費及び委託費等を、一定の基準額に基づき3分の2補助する。令和元年度は1団体に補助した。

成果指標	達成状況
実施件数 1件	1件

⑳介護ロボット導入支援事業（17,863千円）

介護施設・事業所において、知事が適当と認めた介護ロボットを導入する場合、その費用の2分の1（30万円を上限）を補助する。令和元年度は、37法人63事業所（対象外事業所2を含む）から196機器の要望があり、審査の結果、32法人58事業所の182機器に対し17,484千円を補助した。

それに先立ち、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と委託契約（委託料379,500円）を締結し、群馬県が指定する介護ロボットが介護現場において効果的に活用できるかどうかの実証業務を実施した。

成果指標	達成状況
介護ロボットの導入台数 100機	182機

㉑群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助（1,522千円）

群馬県ホームヘルパー協議会が行う研修事業を対象とし、予算の範囲内において、その経費（1,522千円）を補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 25件	4件

（注）目標は、「現任介護職員キャリアアップ支援事業」と合わせて25件である。

②現任介護職員キャリアアップ支援事業（7,828 千円）

ア キャリアアップ研修支援事業（4,406 千円）

現任の介護職員等を対象としたキャリアアップや資質向上に資する高度・専門的技術等の修得のために行う研修の実施や支援等に対し、知事が必要と認めた額を全額補助する。令和元年度は、4 事業者に 4,406 千円補助した。

イ キャリア形成訪問指導事業（3,422 千円）

介護福祉士養成施設等の教員等が、福祉・介護施設や事業所を巡回・訪問し、施設・事業所からの要請に応じて実施する次の事業に対して、1 回当たり 468 千円（会場を借り上げて実施する場合、1 日当たり 185 千円以内を加算）を上限とし、事業実施に必要な経費を全額補助する。

（ア）個々の施設・事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、当該研修のための講師の派遣

（イ）職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

令和元年度では、6 事業者に 3,422 千円補助した。

成果指標	達成状況
事業実施件数 25 件	19 件

（注）目標は、「群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助」と合わせて 25 件である。

③代替職員の確保による実務者研修等支援（745 千円）

現任介護職員等が各種研修を受講している期間における代替職員確保のために事業の実施に必要な一定の経費の 4 分の 3 を補助する。

令和元年度は、4 事業所に 745 千円補助した。

成果指標	達成状況
代替職員派遣事業者数 10 事業所	4 事業所

④認知症ケア研修事業（870 千円）

介護施設・事業所の管理者等を対象に、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために行う認知症ケアに必要な知識や技術の研修の実施等に必要な経費（4 分の 3）を補助するものである。

令和元年度は、2 事業者に 870 千円補助した。

成果指標	達成状況
実施件数 7 件	2 件

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,172(4%)	83,884(84%)	—	12,320(12%)	100,376(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	99,093	62,785	36,308	
平成 30 年度	97,346	63,841	33,505	
令和元年度	100,376	96,747	3,629	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	561	定住外国人等の受入準備講座講師謝金
旅費	103	定住外国人等の受入準備講座講師旅費
需用費	39	福祉職員等合同入職式演台生花
委託料	20,707	介護業雇用管理等相談援助事業委託費
使用料及び賃借料	63	定住外国人等の受入準備講座会場賃借料
負担金補助及び交付金	75,274	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金
合計	96,747	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

別途事業ごとに記載

②達成状況

別途事業ごとに記載

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）定住外国人等の受入準備講座の開催回数について（意見 32）

県内4か所で実施したところ、定員に対する参加率は平均40%であった。活気ある議論や参加者同士のコミュニケーションを考え、開催回数等について検討されたい。

（現状及び問題点）

外国人介護人材受入セミナーを、県内4か所において、定員100名で実施したところ、それぞれ、24名、23名、57名、55名の参加者であった。参加者の利便性を考え県内4か所での開催となったが、逆に参加者が少なく、寂しい会場もあった。

（改善策）

回数を増やすと利便性は高まるが、その分報償費等も発生すること、参加者同士のコミュニケーションも減ってしまうことから、開催の回数についても検討されたい。

（2）外国人向け介護の仕事見学バスツアーの開催見通しについて（意見 33）

当初の参加者は2回のツアーを合わせて60名程度を見込んでいたが、実施には7名であった。

事前に日本語学校の留学生で参加希望者はどの程度いるのか、留学生の就職はいつ頃決まるのか等を情報収集した上で、事業を計画する必要がある。あまり需要がないのであれば、廃止することも検討されたい。

（現状及び問題点）

日本語学校の留学生や定住外国人等を対象として、介護福祉士養成施設及び介護施設見学バスツアーを実施することで、介護の仕事を知ってもらい、介護職への参入促進を図るため、令和元年度より開始した。

当初は11月7日及び14日に（1回あたり30名程度）実施予定であったが、11月7日は参加者が集まらなかったため、延期としていた。しかし、開催に向けて再調整を行うなかで、本事業の主な対象者である日本語学校の留学生は既に進路が決定しており、外国人材の介護分野への参入を促進するという事業目的を達成することが困難であると判断して中止した。1回のみの実施と変更したため、委託金額を524千円から375千円に減額している。

アッコラ日本語学校、NIPPON ACADEMY、前橋医療福祉専門学校、中央情報経理専門学校高崎校、東京福祉大学伊勢崎キャンパス及び三幸日本語学校の県内6校を訪問し、広報活動を行ったが、実際には、NIPPON ACADEMYと連携し、在

籍している生徒のうち13名が参加を申込み、7名が参加した。

当初、参加者30名で2回のツアーを実施予定であったが、実際には7名の参加で1回のツアーを実施したのみであり、当初予定の11.7%しか参加者が集まらなかった。日本語学校6校を訪問したが参加者は1校のみであり、日程を変更してツアーを実施しようとしたが、既に多くの留学生の就職が決定しており、当初計画と実績とが乖離する結果となった。

(改善策)

事前に日本語学校の留学生で参加希望者はどの程度いるのか、留学生の就職はいつ頃決まるのか等を情報収集した上で、事業を計画する必要がある。あまり需要がないのであれば、廃止することも検討されたい。

(3) 新人介護職員定着のための取組支援事業の補助について (意見 34)

予算900千円に対し交付金額62千円であり、予算執行率6.8%であった。需要に即した補助金となるよう、補助の内容を再考し、需要がないなら廃止すべきである。

また実態に即した目標設定をすべきである。

(現状及び問題点)

新人介護職員定着のための取組支援事業の予算900千円に対し、交付した補助金は1事業者に対し62千円であり、予算執行率6.8%であった。実施した事業についても、当初の参加予定人数36名に対し実際の参加者は13名、しかも新任者研修でありながら、経験年数が3年と10年の者も含まれていた。

しかし、実施件数1件の目標に対し、1件実施しており、目標は100%達成となっている。

(改善策)

補助金の内容が需要に即していないと考えられることから、多くの事業者が望んでおり、介護事業の支援に直結するような補助の内容を再考し、需要がないならば廃止すべきである。

また、予算執行率6.8%で事業の目標が100%達成したとは考えにくく、実態に即した目標設定とすべきである。

第16 介護研修等実施

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①介護職員に対し、県独自のキャリアアップの仕組みを推進し、介護職員の質を向上させ、質の高い福祉・介護サービスを県民へ提供する。
- ②介護職員を対象に、認知症に関する研修を体系的に行い、認知症高齢者・家族への地域支援と介護サービスの質の向上、高齢者ケアの知識、技術の普及を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	5 介護人材確保対策と資質の向上 ・認知症介護指導者養成 ・介護知識・技術普及啓発 ・ぐんま認定介護福祉士養成事業 ・ <small>かくたん</small> 喀痰吸引等研修事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	老人福祉法、介護保険法及び地域医療介護総合確保促進法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（委託先）

(4) 事業計画

- ①ぐんま認定介護福祉士養成事業 10,849 千円
県独自の認定制度により介護職員の意欲向上と職場定着を図る。
- ②認知症介護指導者養成 11,678 千円
介護事業従事者等を対象に認知症介護研修（基礎研修、実践者研修等）を実施し、認知症ケアに関する知識・技術の普及と介護人材の育成を図る。
- ③介護知識・技術普及啓発 2,808 千円
福祉・医療関係者等を対象に介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
- ④かくたん喀痰吸引等研修事業 2,097 千円
かくたん喀痰吸引等を行う介護職員養成のため、指導者の育成を行う。

(5) 事業内容

①ぐんま認定介護福祉士養成事業

平成 21 年度に、介護福祉士のキャリアアップ、意欲向上、職場定着、ひいては県全体の介護の質の向上を目的として、県独自で創設した認定制度である。一定の研修終了後、ぐんま認定介護福祉士認定試験に合格した者を、「ぐんま認定介護福祉士」と認定している。令和元年度末時点における認定者総数は 790 人である（参考：群馬県内の施設で働く介護福祉士の総数は約 1 万 6,000 人(平成 30 年 10 月 1 日現在)）。

「ぐんま認定介護福祉士」の認定者は、認定介護福祉士（平成 27 年 11 月に創設された全国一律の認定制度。一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構が認定を行う民間資格。）の認定要件の一部が免除されることとなっている。

ぐんま認定介護福祉士は、従前は有効期間を 5 年間としており、5 年毎の更新制であったが、令和元年度の制度見直しにより、更新制度は廃止となった。令和元年度に制度を見直した結果、現在は以下のような研修・認定制度となっている。

ア ぐんま認定介護福祉士養成研修（ぐんま認定介護福祉士認定試験を含む。）

(ア) 対象者：以下の全ての条件を満たす現任の介護職員

- a 介護福祉士資格取得後実務経験 5 年以上の者
- b 現在の勤務先（法人）に、継続して 3 年以上勤務している者
- c 所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者

(イ) 研修内容

- ・研修時間：220 時間
- ・研修期間：1 年間
- ・研修日数：約 20 日、施設実習 1 日

(ウ) ぐんま認定介護福祉士認定試験

- ・ぐんま認定介護福祉士養成研修の全科目を受講した者を対象に実施
- ・試験方法：選択式と記述式の併用

イ ぐんま認定介護福祉士養成研修聴講制度

(ア) 対象者：アの研修対象者、ぐんま認定介護福祉士

(イ) 聴講対象科目

- ・ぐんま認定介護福祉士養成研修の中の科目

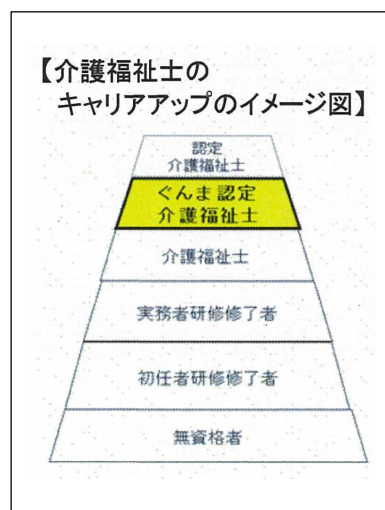
ウ ぐんま認定介護福祉士フォローアップ研修

(ア) 対象者：ぐんま認定介護福祉士

(イ) 研修内容：講演会及び分科会の 2 部構成

エ ぐんま認定介護福祉士（基本課程）認定者研修

*令和元年度は、申込者が 1 名（定員 60 名）であったことから中止となった。



(ア) 対象者：以下のすべてを満たす現任の介護職員

- ・ぐんま認定介護福祉士（基本課程）養成研修の認定者
- ・所属する介護施設・事業所等の代表者から推薦のあった者

(イ) 研修内容：研修合計時間 37 時間（うち 27 時間は通信）

②認知症介護指導者養成

主に、国の通知に基づいて実施している養成制度である。令和元年度においては、以下のアないしキの研修を実施した。アないしキの研修のうち、認知症介護フォローアップ研修は県独自に設けている研修である。

クの認知症介護指導者養成研修は、東京都内において実施される研修であり、県は研修受講者に対して受講料の補助を行っている。

ア 認知症介護基礎研修

(ア) 対象者

群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者等

(イ) 研修内容

- ・研修期間：1 日
- ・開催回数：6 回（年間）
- ・定員：各回 50 名

イ 群馬県認知症介護実践者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者
- ・身体介護に関する基本的な知識・技術を習得しており、おおむね実務経験 2 年以上の者
- ・受託事業者の長が適当と認めた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式 6 日間、自施設実習 28 日間、自施設実習報告会 1 日間
- ・開催回数：6 回（年間）
- ・定員：各回 55 名

ウ 群馬県認知症介護実践リーダー研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務におおむね 5 年以上従事した経験を有している者であり、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されている者
- ・認知症介護実践者研修を修了し 1 年以上経過している者
- ・受託事業者の長が適当と認めた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式9日間、自施設演習18日間、自施設実習中間報告1日間、自施設実習結果報告会1日間
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：60名

エ 群馬県認知症対応型サービス事業開設者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の代表者である者
- ・受託事業者が適当と認めた者
- ・市町村長の推薦を得られた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式2日間、現場体験1日間
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：20名

オ 群馬県認知症対応型サービス事業管理者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者となることが予定されている者
- ・研修申込時に認知症介護実践者研修を修了している者
- ・受託事業者が適当と認めた者
- ・市町村長の推薦を得られた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式2日間
- ・開催回数：2回（年間）
- ・定員：各回40名

カ 群馬県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(ア) 対象者：以下の全てを満たす者

- ・群馬県内の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者となることが予定されている者
- ・研修申込時に認知症介護実践者研修を修了している者
- ・受託事業者が適当と認めた者

- ・市町村長の推薦を得られた者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講義・演習形式2日間、事業所実習1日間
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：30名

キ 群馬県認知症介護フォローアップ研修

(ア) 対象者：群馬県内の者で下記のいずれかの者

- ・認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の修了者
- ・介護保険施設・事業者等において介護業務に従事する者

(イ) 研修内容

- ・研修期間：講演形式1日間（又は半日）
- ・開催回数：1回（年間）
- ・定員：300名

ク 認知症介護指導者養成研修

社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターが実施する研修の受講者に対し、県が受講料を補助するという制度である。

(ア) 補助対象者

- ・群馬県の認知症介護実践者等研修の講師として従事する予定であること
- ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれていること
- ・暴力団員などではないこと

(イ) 研修内容

- ・研修期間：25日間及び約4週間の職場研修
- ・開催回数：年3回

③介護知識・技術普及啓発

群馬県民及び群馬県内の介護サービス施設・事業所の職員を対象として、年間11前後の研修を実施している。研修のテーマは県において設定した上で、研修の実施を委託している。

令和元年度は、以下のとおり、11の研修を実施した。

ア 介護支援技術スキルアップ

- (ア) 食事ケア・口腔ケア講座
- (イ) 介護者のための医学的基礎知識講座
- (ウ) 終末期を支えるケア講座
- (エ) 家族の思いを支える講座
- (オ) ケアの実践力を高める観察と記録講座

イ 認知症介護スキルアップ

- (ア) 「ひもときシート」活用講座～言動の背景をひもとく～

- (イ) 認知症の人の気持ちを理解しケアに活かす講座
- (ウ) 認知症ケアの基本的理解～B P S Dの出現とその背景を考える

ウ 職場環境改善

- (ア) 職場における人材育成講座～O J Tの実践とケアの向上
- (イ) チームケアのためのコミュニケーション講座
- (ウ) 「はじめてのアンガーマネジメント」講座

④喀痰吸引等研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施することが可能となった。

それを受け、県では、介護職員が喀痰吸引等を実施するために受講することが必要な研修（基本研修・実地研修）の講師を養成することを目的として、年2回、「喀痰吸引等指導者講習」を県独自の事業として実施している。令和元年度末時点で、816名の講師（指導者）を養成した。

同研修の対象者等は以下のとおりである。

ア 対象者：以下の全てを満たす者

- (ア) 医師、保健師、助産師又は看護師で、施設長の推薦のある者（保健師、助産師、看護師で実地研修での指導予定者については、臨床等での実務経験を3年以上有する者）
- (イ) 当該講習終了後に、登録研修機関が行う喀痰吸引等研修事業の基本研修又は実地研修の講師となることが可能である者

イ 研修内容

- (ア) 研修期間：講義・演習形式2日間
 - ・開催回数：2回（年間）
 - ・定員：各回50名

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
－	19,912(66%)	－	10,039(34%)	29,951(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	25,007	17,015	7,992	
平成 30 年度	23,545	19,412	4,133	
令和元年度	29,951	28,601	1,350	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
共済費	260	臨時職員社会保険料
賃金	1,577	臨時職員賃金
報償費	108	認知症介護指導者連絡会委員謝金
旅費	35	認知症介護指導者連絡会委員旅費、職員旅費
需用費	1,188	認知症介護指導者連絡会飲料費、課内業務費
役務費	8	課内業務費
委託料	24,965	ぐんま認定介護福祉士養成事業業務委託費、認知症介護等研修業務委託費
負担金補助及び交付金	460	認知症介護指導者養成研修受講料補助
合計	28,601	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

実施する研修については、定員に近いくらいに参加者が集まることを目標としている。

②達成状況

令和元年度の各研修の定員及び受講者実数は以下のとおりである。

研修名	定員	実数	達成率
ぐんま認定介護福祉士	60	37	74.0%
ぐんま認定介護福祉士（基本課程）認定者研修	60	0	0.0%
ぐんま認定介護福祉士フォローアップ研修	278	33	11.9%

喀痰吸引等実施研修（指導者）	100	45	45.0%
認知症介護基礎研修	300	283	94.3%
認知症介護実践者研修	360	251	69.7%
認知症介護実践リーダー研修	60	49	81.7%
認知症対応型サービス事業開設者研修	20	5	25.0%
認知症対応型サービス事業管理者研修	80	78	97.5%
小規模多機能型サービス等計画作成者研修	30	18	60.0%
認知症介護フォローアップ研修	300	0	0.0%
食事ケア・口腔ケア講座	80	87	108.8%
介護者のための医学的基礎知識講座	100	114	114.0%
終末期を支えるケア講座	100	108	108.0%
家族の思いを支える講座	50	53	106.0%
ケアの実践力を高める観察と記録講座	50	54	108.0%
ひもときシート活用講座	45	51	113.3%
認知症の人の気持ちを理解しケアに活かす講座	100	91	91.0%
認知症ケアの基本的理解	100	93	93.0%
職場における人材育成講座	40	28	70.0%
チームケアのためのコミュニケーション講座	40	48	120.0%
はじめてのアンガーマネジメント講座	80	74	92.5%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）暴力団排除規定と誓約書について（意見 35）

群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱、暴力団排除に関する条例・法令の目的達成の重要性に照らし、補助金を交付する際には、交付対象者から、暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務を徹底すべきである。

（現状及び問題点）

平成 28 年度の包括外部監査において、県の定める補助金交付要綱につき、「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱」（平成 23 年 3 月 28 日制定）に基づき暴力団排除規定を設けること、暴力団排除に関する条例・法令の目的達成の重要性に照らせば要綱に暴力団排除規定を設けるだけでなく暴力団等でない旨の誓約書を求めるなど事務の徹底を図るべきであることが、指摘事項として出されていた。

しかし、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターが実施する研修の受講者に対する補助金につき定める「群馬県認知症介護指導者養成研修補助金交付要綱」には、暴力団排除規定は設けられているものの、誓約書に関する定めはなく、誓約書の取付けも

なされていなかった。

このような現状を放置しては、暴力団排除の徹底が図られない事態が生じないとも限らない。

(改善策)

補助金を交付する際には、交付対象者から、暴力団等でない旨の誓約書の提出を求める事務を徹底すべきである。

(2) ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件について (意見 36)

多くの幅広い者にキャリアアップ、スキルアップの機会を与えるため、ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件のうち、①「現在の勤務先(法人)に継続して3年以上勤務する者」及び②「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」の要件については削除を検討すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、県独自の制度として、「ぐんま認定介護福祉士制度」がある。これは、介護福祉士のキャリアアップ、意欲向上、職場定着、ひいては県全体の介護の質の向上を目的として、県独自で創設した認定制度である。

同認定を受けるためには、県の主催する研修を受講する必要があるが、その研修の受講要件として、「現在の勤務先(法人)に継続して3年以上勤務する者」及び「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」という要件が定められている。

確かに、同制度の目的として、「職場定着」も含まれていることからすれば、そのような要件が設けられていることも不適切とは言いきれない。

しかし、「県全体の介護の質の向上」「介護福祉士のキャリアアップ」や「意欲向上」、「県全体の介護の質の向上」という観点からすれば、これらの要件の必要性はないものと考えられる。

また、育児など、様々な事情でいったん職場を離れていた者が、新たな職場で勤務を開始するにあたり、自身のキャリアアップ、スキルアップ等のために、勤務開始前や勤務復帰直後にぐんま認定介護福祉士の認定を受けたいと思うことも十分に考えられ、そのような需要もあるものと思われる。

さらに、平成27年12月から、介護福祉士の上位資格として、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構が認証・認定を開始した全国一律の民間資格である「認定介護福祉士」には、「現在の勤務先(法人)に継続して3年以上勤務」、「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」といったような要件は入っていない(なお、県作成の説明資料によれば、県としても、「認定介護福祉士」は「ぐんま認定介護福祉士」の上位に

位置する資格と位置づけている)。

(改善策)

ぐんま認定介護福祉士研修の受講要件のうち、①「現在の勤務先（法人）に継続して3年以上勤務する者」及び②「所属する介護施設・事業所等の代表者からの推薦のあった者」の削除を検討すべきである。

(3) ぐんま認定介護福祉士の認定後の研修義務付けについて（意見 37）

ぐんま認定介護福祉士の質の向上、ひいてはぐんま認定介護福祉士制度の信頼性を維持するため、ぐんま認定介護福祉士に対しては、数年に一回程度の研修の受講は義務付けるべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、介護福祉士のキャリアアップ、意欲向上、職場定着、ひいては県全体の介護の質の向上を目的として、県独自で創設した「ぐんま認定介護福祉士制度」という制度がある。

ぐんま認定介護福祉士は、従前は有効期間を5年間としており、5年毎の更新制であったが、令和元年度の制度見直しにより、更新制度は廃止となった。ぐんま認定介護福祉士として認定された者が、その後任意に受講することが可能な「聴講制度」や「フォローアップ研修制度」は設けられているが、認定後の義務的な研修は特に設けられていない。

しかし、介護知識のフォローアップは重要であるものと考えられる。現在のように、認定後に何らの研修の義務付けもしていなければ、いったんぐんま認定介護福祉士の認定を受けた後、長期間にわたって介護職を離れた者でも「ぐんま認定介護福祉士」を名乗って良いこととなり、「ぐんま認定介護福祉士」による介護の質が保たれなくなるおそれがある。

群馬県知事が「認定証」を発行する制度である以上、「ぐんま認定介護福祉士」の介護の質は一定以上に保たれていなければ、「ぐんま認定介護福祉士」制度自体の信頼性が損なわれてしまうことになりかねない。

(改善策)

「ぐんま認定介護福祉士」に対しては、数年に一回程度の研修の受講は義務付けるべきである。

(4) 研修の最少催行人数等の設定について（意見 38）

研修の申込者が少ない場合でも、できる限り、事前の告知どおりに研修を実施すべきである。仮に、申込者が少ない場合には研修を中止とする方針を今後も取るのであれば、最少催行人数等を事前に告知しておくべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、平成 21 年度～平成 30 年度まで実施した「ぐんま認定介護福祉士（基本課程）養成研修」を修了した認定者に対し、研修で学んだ知識を深め、かつ、さらなるスキルアップのため、ぐんま認定介護福祉士（基本課程）認定者研修を実施している。

令和元年度は、定員が 60 名であったのに対し、申込者が 1 名であったことから、令和元年 10 月初旬に中止を決定した。

同研修の研修時間は 37 時間で、平日に研修が実施されることもあり、また、2 週間の職場実習や事前課題等も設けられている。

研修の受講要件として、「現任の介護職員」であることが定められているところ、研修の受講を申し込むに当たっては、申込者のみならず、申込者が現に働く職場内においてもかなりの調整を行う必要があったものと考えられる。

感染症の感染拡大など、不測の事態が発生した場合であればともかく、申込者が少なかつたからなどという理由で突然中止となつては、予定を調整して研修の受講を申し込んだ者からすれば、知識のフォローアップやスキルアップができないこととなり、非常に困ったこととなる。

また、事前の案内文には、最少催行人数等は記載されていなかったようである。

(改善策)

研修の申込者が少ない場合でも、できる限り、事前の告知どおりに研修を実施すべきである。仮に、申込者が少ない場合には研修を中止とする方針を今後も取るのであれば、最少催行人数等を事前に告知しておくべきである。

(5) 研修対象者の明確化について (意見 39)

研修対象者の明確化を図るため、群馬県介護実践リーダー研修の対象者を定める「群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱」第 3 項の「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有している者」との文言を、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね 5 年以上の従事経験を有する者」に変更すべきである。

(現状及び問題点)

群馬県においては、ケアチームのリーダー等に、指導的立場としての能力を習得させる

ことを目的とした「認知症介護実践リーダー研修」を実施している。そして、同研修の対象者については、群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱第3項により、以下の全てを満たすものと定められている。

- ①群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されている者
- ②認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者
- ③受託事業者の長が適当と認めた者

このうちの①の要件は、その文言のみからすると、「群馬県内」の施設で「概ね5年以上」の介護業務への従事経験を必要とするものと考えられる。

しかし、担当課に確認をしたところ、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね5年以上の従事経験を有する者」を、同要件を満たすものとして取り扱っており、介護業務への従事経験については県外の施設の経験と通算することが可能であるとのことであった。

介護業務への従事経験を群馬県内に限る必要はないと考えられるため、担当課における取扱いは適切であると考えられるが、要綱の文言からは、どのような介護業務経験を有する者が研修の対象者となるのか、不明確であるといわざるを得ない。このように不明確なままにしておけば、今後、担当課の担当者の変更により、研修を受講できる者の範囲が変わってしまうおそれすらある。

(改善策)

研修対象者の明確化を図るため、群馬県介護実践リーダー研修の対象者を定める「群馬県認知症介護実践リーダー研修実施要綱」第3項の「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者」との文言を、「群馬県内の介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、概ね5年以上の従事経験を有する者」に変更すべきである。

第17 介護保険制度推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民誰もが安心して老後の生活が送れるよう、介護保険制度を安定的に運営するため介護給付費等を負担する。また、適正な運営を確保するため、認定調査員、認定審査会委員、介護支援専門員等の研修を実施する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護給付費県費負担 ・介護保険財政安定化基金 ・介護保険料利用者負担対策 ・低所得者の介護保険料軽減強化
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部介護高齢課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①認定調査員等研修 2,431 千円

公平・公正な要介護（要支援）認定を確保するため、研修を実施する。

②介護保険利用者負担対策 5,010 千円

介護サービス利用者の負担軽減により、低所得でも安心して介護サービスが受けられるようにする。

③介護給付費県費負担金 23,395,295 千円

市町村（保険者）が給付する介護（予防）給付費の一部を負担する。

④低所得者の介護保険料軽減強化 313,453 千円

1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を強化する。

⑤介護保険財政安定化基金事業 354 千円

財政安定化基金の運用益を同基金に繰り入れる。

(5) 事業内容

① 認定調査員等研修

要介護認定の適正化のため、要介護認定業務に関わる認定調査員、介護認定審査会委員、主治医及び市町村職員等に対する研修を行っている（認定調査員新規研修及び介護認定審査会委員新規研修は、各保健福祉事務所が実施）。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	受講者数	事業費
認定調査員研修	612 人	548 千円
介護認定審査会委員研修	20 人	60 千円
主治医研修	59 人	180 千円
介護認定審査会運営適正化研修	44 人	0 円
計		788 千円

② 介護保険利用者負担対策

低所得者の介護サービス利用を促進するため、市町村に対し利用者の負担軽減分を補助している。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	市町村事業費	補助金額
介護保険利用者負担軽減対策	2,748 千円	2,048 千円

本事業は、一定の要件を満たす者に対して、介護サービスの利用者負担額、食費、居住費（滞在費）及び宿泊に係る利用者負担額の原則 1/4（老齢福祉年金受給者は 1/2）を軽減しようとするものである。具体的には、社会福祉法人等が軽減を実施する旨の申出を県に対して行い、申出があった社会福祉法人等に対して市町村が交付した助成金に応じて、市町村に対して補助金を交付している。

利用者負担額の軽減制度を実施している社会福祉法人等の割合は、令和 2 年 4 月時点で約 84%となっている。

③ 介護給付費県費負担金

市町村の介護保険財政を支えるため、介護サービス費用である標準給付費の 12.5%（施設等給付費は 17.5%）を交付している。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	標準給付費	事業費
介護給付費県費負担	162,760,008 千円	23,454,265 千円

過去 5 年間の標準給付費と事業費の推移をみると、以下のように毎年増加している。

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
標準給付費	147,812	150,148	154,229	159,191	162,760
事業費	21,308	21,634	22,212	22,956	23,454

また、平成 30 年策定の群馬県高齢者保健福祉計画における令和元年度（平成 31 年度）と令和 7 年度（平成 37 年度）の介護保険サービスに係る給付費の見込みは、以下のようになっており、高齢化の進展を反映して今後も当該事業費の増加が見込まれる。

(金額単位：百万円)

	令和元年度(a)	令和 7 年度(b)	比率(b/a)
介護給付対象サービス	158,079	192,057	1.21
介護予防給付対象サービス	3,776	4,792	1.27
計	161,855	196,850	1.22

④低所得者の介護保険料軽減強化

市町村が低所得者の介護保険料を軽減するための費用について、所要額の 25%を市町村に交付している。令和元年度の実績は以下のようになっている。

区分	標準給付費	事業費
低所得者保険料軽減県費負担	1,209,204 千円	302,301 千円

本事業は、低所得者の第 1 号介護保険料の負担軽減のために市町村が一般会計から介護保険特別会計へ当該費用を繰り入れる事業に対して、国及び県がその費用の一部を負担するものであり、国が 1/2、県が 1/4 補助することとされている。

また、本事業は、消費税の引上げが財源の手当てであることを反映し、平成 27 年 4 月から段階的に軽減幅が拡大されており、令和 2 年 4 月から完全実施されている。完全実施により介護保険料は、実施前と比較して最大 0.25%引き下げられている。

⑤介護保険財政安定化基金事業

給付費の増加や保険料の収納率低下による介護保険財政の不足額を補うため、県に設置した介護保険財政安定化基金^(※)を運用している。令和元年度の財政安定化基金の運用と事業の状況は、以下のようになっている。

ア 財政安定化基金の運用

区分	運用益	貸付金償還	計
介護保険財政安定化基金	332 千円	0 円	332 千円

イ 財政安定化基金の貸付・交付・償還

区分	貸付	交付	償還
介護保険財政安定化基金	0円	0円	0円

(※) 平成12年4月に設置。財源は国・県・市町村が1/3ずつ負担することになっているが、平成20年度からは運用益以外の新規積立はない。事業は貸付と交付があるが、平成27年度以降、両事業とも実績はない。令和元年度末の基金残高は、1,766百万円となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,516(0%)	6,886(0%)	—	23,711,716(100%)	23,723,118(100%)

※国庫支出金は、利用者負担対策に係る分と認定調査員研修に係る分がある。

※その他特定財源は、介護支援専門員の証明書手数料等である。

②その他

介護保険の財源のうち、都道府県負担金の割合は、12.5%（施設等給付費は17.5%）となっている。県の負担金は、介護保険の運営者である市町村に交付される。また、低所得者の保険料軽減について所要額の25%を市町村に交付し、低所得者の利用者負担軽減について所要額の75%（うち50%は国から補助金を受けている）を市町村に交付している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	21,897,405	22,489,131	△591,726	補正予算790百万円計上
平成30年度	22,756,749	23,039,734	△282,985	同475百万円計上
令和元年度	23,723,118	23,762,121	△39,003	同41百万円計上

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	23,758,843	介護給付費負担金、低所得者保険料軽減負担金、利用者負担対策事業費補助金
需用費	1,117	介護保険パンフレット印刷費、認定調査員等研修資料等印刷費、介護支援専門員証印刷費
賃金	1,038	介護支援専門員名簿管理のための会計年度任用職員賃金
積立金	332	
役務費	303	
委託料	180	主治医研修事業
備品購入費	146	
使賃料	75	
旅費	59	
報償費	16	
共済費	9	
合計	23,762,121	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

(1) 介護保険法に基づく自己評価結果の公表について (意見 40)

介護保険法第118条第8項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されているが、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。

公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。

(現状及び問題点)

介護保険法第 118 条第 8 項により、都道府県には、「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標」についての自己評価結果を公表する努力義務が課されている。

この点について、関東 7 都県のうち、4 県は評価結果を公表し、1 都は評価結果概要を公表している一方、群馬県のウェブサイトでは自己評価結果を見ることができない。

(改善策)

公表することに特段の支障がなければ、群馬県のウェブサイトにおいて、自己評価結果を公表することが望ましい。

第18 介護保険基盤運営

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①介護サービスを提供する事業者に対し、研修等を実施することにより、適正運営の確保と介護サービスの質の向上を図る。
- ②要介護者等が適切かつ円滑に介護サービス事業所を選択できるよう、介護サービス情報を公表する。
- ③効果的な適正化対策の実施のため、「介護給付適正化計画」に基づき、保険者に対する支援を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・介護費用適正化推進事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	介護保険法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部介護高齢課
- ②実施機関：介護労働安定センター（介護職員処遇改善加算取得促進支援事業についてのみ委託）

(4) 事業計画

- ①事業者指導 7,831 千円
介護保険事業所の指定、事業者の指導を行う。
- ②国保連苦情処理体制整備補助 6,000 千円
国保連が実施する苦情処理業務の経費の一部を補助する。
- ③介護費用適正化推進事業 3,285 千円
市町村の介護給付適正化のため、帳票点検の支援や研修等を実施する。
- ④介護サービス情報の公表 4,693 千円
介護サービス事業者に対して、公表されている事業所情報の調査等を実施する。

(5) 事業内容

- ①事業者指導
介護保険の居宅サービス、通所・訪問事業者の指定（許可）に係る事務を実施している。指定（許可）は、6年ごとに更新となる。

令和元年度における新規指定件数は 59 件、更新件数 106 件である。

その他、事業者に対する指導も行っているが、件数の統計は取っていない。

②国保連苦情処理体制整備補助

介護サービスの利用者やその家族からの苦情に係る相談・調査・助言・指導など、群馬県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務の体制整備に係る補助を行い、利用者等の不安・不満解消に向けた迅速な取組を支援している。

直近 3 年間ににおける苦情処理の件数は、以下のとおりである。

平成 29 年度 151 件 平成 30 年度 167 件 令和元年度 230 件

また、苦情の内訳は以下のとおり統計を取っているが、対応状況についての統計は取っていないとのことであった。

区 分	説明・情報の不足	職員の態度	サービスの質	契約・手続関係	被害・損害	その他	合 計
1 2 年度	3	3	3	0	2	2	13
1 3 年度	3	6	0	2	8	8	27
1 4 年度	13	9	7	1	7	5	42
1 5 年度	16	16	12	4	8	10	66
1 6 年度	33	28	16	3	12	8	100
1 7 年度	24	25	10	6	22	14	101
1 8 年度	25	32	22	4	19	15	117
1 9 年度	45	17	8	6	7	18	101
2 0 年度	58	37	24	3	7	19	148
2 1 年度	73	25	11	6	6	8	129
2 2 年度	52	20	16	6	4	22	120
2 3 年度	32	19	23	2	8	63	147
2 4 年度	16	41	26	4	4	66	157
2 5 年度	18	43	32	10	2	47	152
2 6 年度	11	25	22	5	1	49	113
2 7 年度	28	29	43	9	9	75	193
2 8 年度	31	44	49	9	33	66	232
2 9 年度	20	22	33	1	4	71	151
3 0 年度	23	16	39	9	14	65	166
令和元年度	19	17	64	15	4	115	234
合 計	540	471	457	105	179	744	2,096

③介護サービス情報の公表

毎年度、『介護サービス情報の公表』に係る報告・調査・情報公表計画」を策定し、同計画に基づき、介護サービス事業所を調査し、その情報を公表している。

介護サービス情報の公表は、介護サービスを利用したい県民が介護サービス事業所・施設を探したり選んだりするのを支援するため、群馬県内の事業所・施設の情報を記載したホームページを作成し、インターネット上に公表している。全国的に行われているものであり、ホームページのフォーマットを作成しているのは国である。県は、そのフォーマットを利用したホームページの管理を実施している。

介護サービス事業所・施設をホームページに掲載するにあたっては、調査員が事前に調査に出向き、掲載する情報を確認している。調査対象は、前年度新規事業者及びこれまでに調査が実施されていない事業者のうち、基準日前 1 年間に於いて提供を行ったサービスの対価として支払を受けた介護報酬（利用者負担額を含む。）の受領額が 100 万円を超える事業所である。

令和元年度の調査件数は、以下のとおりである。

- ・調査対象として選定していた事業所数：171 件
- ・調査実施件数：150 件

- ・調査対象として選定していたが調査を実施しなかった事業所：21件
うち18件は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期。
うち3件は、令和元年度中に廃止・休止した事業所。

④介護費用適正化推進

市町村の介護給付適正化を支援するため、以下の3つの事業を実施している。

ア 介護給付適正化推進特別事業費補助

介護給付費適正化事業の円滑な推進のため、市町村が実施する「縦覧点検・医療情報との突合」の支援や、介護給付適正化システム及びケアプラン分析システムに係る研修・説明会等の実施などの事業を実施する群馬県国民健康保険団体連合会に対し、同事業に関する対象経費の一部を補助する制度である。

全ての介護サービス利用者に対し、量的にも質的にも適切な介護サービスの提供が行われることを目指し、縦覧点検・医療情報との突合が実施されている。介護サービス事業者が誤った申請を行っていないかどうかのチェックも、点検の目的のひとつである。

縦覧点検の対象は全件で、令和元年度は1万6,957件の点検を実施した。

イ ケアプラン点検支援アドバイザー派遣

市町村の介護給付適正化を支援するため、指導的な立場のケアマネージャーをアドバイザーとして、市町村が行う点検の場に派遣する事業である。派遣するケアマネージャーの旅費及び報償費は県が負担する。

平成30年度から開始した事業であり、1年間の派遣上限は7市町村まで、1市町村当たり3回と設定している。

ウ 介護給付適正化研修

介護給付適正化のため、市町村を対象として、年に1回、県主催の研修を開催している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

【介護保険基盤運営（サービス公表）】

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,907(41%)	—	—	2,786(59%)	4,693(100%)

【介護保険基盤運営（国保連苦情体制整備）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	6,000(100%)	6,000(100%)

【介護保険基盤運営（事業者指導）】 (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
4,147(53%)	1,860(24%)	—	1,824(23%)	7,831(100%)

②その他
特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

【介護保険基盤運営（サービス公表）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	4,687	3,979	708	
平成 30 年度	4,888	4,412	476	
令和元年度	4,693	4,256	437	

【介護保険基盤運営（国保連苦情体制整備）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	6,000	6,000		
平成 30 年度	6,000	6,000		
令和元年度	6,000	6,000		

【介護保険基盤運営（事業者指導）】 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	4,780	4,385	395	
平成 30 年度	5,020	4,413	607	
令和元年度	7,831	7,021	810	

②令和元年度決算額の主な内訳

【介護保険基盤運営（サービス公表）】

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	2,886	会計年度任用職員人件費
共済費	519	〃
報償費	373	〃
需用費	352	介護サービス公表業務事務費
役務費	126	介護サービス公表業務事務費
合計	4,256	

【介護保険基盤運営（国保連苦情体制整備）】

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	6,000	国保連苦情体制整備補助
合計	6,000	

【介護保険基盤運営（事業者指導）】

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	1,440	会計年度任用職員人件費
共済費	255	〃
報償費	162	〃
旅費	23	指定事業所現地確認等旅費
需用費	42	指定事業所現地確認等事務費
役務費	8	指定事業所現地確認等通信費
委託料	1,469	事業者管理システム保守
負担金補助及び交付金	110	団体研修事業補助
合計	7,021	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

介護サービス情報の公表については、対象の介護サービス事業所全件を県の管理するホームページに登録・公表することを成果指標としている。

その他の事業については、成果指標は設けられていない。

②達成状況

対象の介護サービス事業所は、全件、県の管理するホームページに登録・公表されており、成果指標は達成されている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）補助金の実績報告書の提出期限について（意見 41）

補助金の実績報告書の提出期限を「別途指示する日まで」と定めている補助金に関しては、交付決定と同時に提出期限を指示したり、要綱を変更して提出期限を設けたりするなどし、適時の実績報告書の提出を得られるような状況を確保しておくべきである。

（現状及び問題点）

群馬県介護保険事業（苦情処理業務）費補助金交付要綱によれば、補助金交付対象者は、同補助金の実績報告書を「別途指示する日まで」に提出しなければならないと規定されている（同要綱第9）。

同補助金に関する資料を閲覧したところ、同補助金交付決定にも実績報告書の提出期限は「別途指示する日まで」と記載されているのみで、その他の資料の中からも実績報告書の提出期限を指示した痕跡は見当たらなかった。

令和元年度の実績報告書は令和2年4月30日付けで補助金交付対象者から提出されているが、提出期限を明確に定め、かつ、定めた提出期限を交付対象者に伝えた証拠を残しておかなければ、補助金に関する実績報告書がいつまでも提出されないという、補助事業者等に対して適時の実績報告書の提出を求める群馬県補助金等に関する規則第11条の趣旨に反する事態が生じてしまうことにもなりかねない。

（改善策）

補助金の実績報告書の提出期限を「別途指示する日まで」と定めている補助金に関しては、交付決定と同時に提出期限を指示したり、要綱を変更して提出期限を設けたりするなどし、適時の実績報告書の提出を得られるような状況を確保しておくべきである。

（2）苦情処理対応の統計について（意見 42）

介護サービスに対する介護サービス利用者の不安や不満の解消のため、介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。

（現状及び問題点）

群馬県では、群馬県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理体制整備事業に対して補助金を支出し、介護サービス利用者やその家族などの介護サービスに対する不安・不満の解消を目指している。

そして、介護サービス利用者などから寄せられる苦情については、苦情内容の内訳の統計は取っているが、その後の対応状況に関する統計は取っていないとのことであった。

しかし、国保連合会には、事業者に対する指導・助言の権限もあるところ、寄せられた苦情に対して国保連合会がどのような対応を行って苦情を処理したのかを把握することこそが、介護サービスに対する介護サービス利用者などの不安や不満の解消のためには重要であると考えられる。

(改善策)

介護サービス利用者などからの苦情に対する対応状況についても統計を取り、その統計データを今後の介護サービス向上のために役立てていくべきである。

第19 歯科口腔保健対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

「歯科口腔保健推進計画」に基づき歯科口腔保健施策を年代等の切れ目なく総合的に推進することで、県民が長く歯と口の健康を保ち、生涯にわたって健康で質の高い生活を確保することにより、健康寿命の延伸を目指す。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・8020 県民運動推進特別事業
根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部保健予防課

②実施機関：公益社団法人群馬県歯科医師会と特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士会に委託

(4) 事業計画

①8020 運動推進特別事業（委託事業） 2,137 千円

(5) 事業内容

①8020 運動推進特別事業（委託事業）

「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動。

<1>口腔機能支援事業と<2>歯科口腔保健研修事業については、公益社団法人群馬県歯科医師会に委託している。

令和元年度は<1>口腔機能支援事業については、「多職種協働先進地区事例についての講習会」を「歯科医師が知っておくべきサルコペニアの定義診断と治療的介入」及び「エビデンスベースの口腔管理と歯科から発信する医科歯科連携」をテーマに実施しており、また<2>歯科口腔保健研修事業については、「糖尿病に関する研修会」を「エビデンスに基づく糖尿病診療のポイント」をテーマに実施している。

<3>要介護高齢者等に対する口腔健康管理実地研修事業と<4>歯科衛生士研修事業については、特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士会に委託している。

令和元年度は<3>要介護高齢者等に対する口腔健康管理実地研修事業について

は、「高齢期の栄養ケア Up to Date : オーラルフレイルと栄養」をテーマに実施している。＜4＞歯科衛生士研修事業については、実地研修を特別養護老人ホーム等で、21回実施している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,137(100%)	—	—	—	2,137(100%)

②その他

事業負担割合は国が100%

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	2,137	2,053	84	
平成30年度	2,526	2,245	281	
令和元年度	2,137	1,975	162	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	170	第2次群馬県歯科口腔保健推進計画の印刷費等
委託料	1,806	群馬県歯科医師会及び群馬県歯科衛生士会への委託料
合計	1,976	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を平成30年度において55%とする（第1次群馬県歯科口腔保健推進計画（平成26年度～平成30年度））。

②達成状況

80歳で20歯以上の自分の歯を有する者は平成29年度において55.3%となり、目標を達成した。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）委託事業の有効性評価について（意見 43）

群馬県歯科医師会に委託している 8020 県民運動推進事業について、実施報告書に参加者のアンケート結果が記載されていないため、当該事業の有効性を評価できない。したがって、今後は実施報告書に参加者のアンケート結果等も記載させ、当該事業の有効性を評価の参考とすべきである。

（現状及び問題点）

公益社団法人群馬県歯科医師会への委託事業については、実施報告書は提出されているが、当該報告書には事業内容や出席者数及び支出内容が記載されているのみである。

当該事業は、県民の健全な口腔保健の保持増進を図るために、歯科保健の正しい知識の普及や歯を失う原因の「むし歯」及び「歯周病」の予防対策を図るための調査研究を行う事業であり、実際に当該事業が有益であったかは、参加者の意見をヒアリングしないと判断できない。

（改善策）

当該事業の有効性を検証できるように、今後は実施報告書に参加者のアンケート結果等も記載するように要求すべきである。

（2）実施報告書の正当性チェックについて（意見 44）

委託料と実施報告書の経費支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。

（現状及び問題点）

令和元年度 8020 県民運動推進事業に係る公益社団法人群馬県歯科医師会からの実施報告書をみると、委託料の金額（1,454,000 円）と、実施報告書の経費支出金額（1,454,000 円）が一致していた。このため、管理費用を含めた経費支出の状況を確認する必要がある。

（改善策）

実施報告書の経費支出金額と委託料が一致している場合は、その正当性を確認するため、実地調査を行うべきである。

第20 健康増進対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21（第2次）」推進のため、講習会や講演会の開催、市町村計画策定への支援や情報提供に係る普及啓発を行うことで、県民運動を推進し、県民の健康増進を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・元気県ぐんま21（第2次）の推進
根拠法令等	健康増進法、栄養士法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：健康福祉部保健予防課
- ②実施機関：各保健福祉事務所及び保健所

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①健康づくり協力店推進	659 千円
②元気県ぐんま21推進	1,257 千円
③元気県ぐんま21推進会議	745 千円
④地区地域・職域連携推進	1,984 千円
⑤健康寿命延伸対策事業	1,906 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①健康づくり協力店推進	健康づくりに主体的に取り組む飲食店等の登録、健康情報の提供を行っている。
②元気県ぐんま21推進	健康課題に関する目標達成のための普及推進事業の実施、市町村支援等を行っている。
③元気県ぐんま21推進会議	健康増進計画の推進・評価に関する会議を開催する。
④地区地域・職域連携推進	地域保健・職域保健との連携等に関する会議を開催する。
⑤健康寿命延伸対策事業	県民の運動習慣定着に向け、「元気に“動こう・歩こう”プロジェクト」を展開しその一環として各種イベント等を開催する。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
1,466(22%)	—	—	5,085(78%)	6,551(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	5,582	3,618	1,964	
平成30年度	9,137	7,260	1,877	
令和元年度	6,551	5,114	1,437	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	1,475	地区地域・職域連携推進協議会構成員報償費
旅費	464	健康ポイント制度先進地視察
需用費	2,470	健康情報ステーションチラシ、保健事業等功労者知事表彰、健康づくりノート
役務費	283	ビンゴチャレンジ賞品発送
委託料	299	“動こう・歩こう”実践リーダー育成研修
使用料及び賃借料	123	活力ある健康長寿社会実現のための有識者会議会場使用料
合計	5,114	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

項目名	指標
元気に“動こう・歩こう”プロジェクトの実践リーダー育成	60人※

(注) 平成30年度から令和2年度までの3年間の累計目標値

その他、「元気県ぐんま21(第2次)」において、高齢者の健康指標として以下が掲げられている。

目標項目	対象	目標値(注)
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	総数	104,000人
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	総数	10%
③低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	総数 65歳以上	23%
④ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している県民の割合	総数	80%
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少(人口1,000人あたり)	65歳以上 腰痛	165人
	手足関節通	107人
⑥高齢者の社会参加の促進(社会貢献活動をし	65歳~74歳	

ている高齢者の割合の増加)	男性	70%
	女性	45%

(注) 目標値は令和4年度(2022年度)の目標である。

②達成状況

項目名	実績
元気に“動こう・歩こう”プロジェクトの実践リーダー育成	37人※

※平成30年度から令和元年度までの2年間の研修修了者数

目標項目	対象	実績値(注)
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	総数	85,402人
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	総数	3.7%
③低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	総数 65歳以上	17.5%
④ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している県民の割合	総数	37%
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少(人口1,000人あたり)	65歳以上 腰痛	172.0人
	手足関節痛	95.3人
⑥高齢者の社会参加の促進(社会貢献活動をしている高齢者の割合の増加)	65歳~74歳 男性	19.8%
	女性	19.1%

(注) 実績値は中間評価を行った年度(平成29年度)の値である。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）元気県ぐんま 21 の目標値について（意見 45）

平成 30 年度に実施した群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま 21（第 2 次）」の中間評価において、評価困難とした項目については、中間評価を行った後、課題の提示を行い、評価・対応策を検討する「元気県ぐんま 21 推進会議」にて協議しているが、具体的な改善策等は引き続き検討する必要がある。

評価困難（d 評価）とした項目については既に新たな評価項目（実際に評価可能な項目とする）を協議・検討し、変更したものもあるが、今後の状況により更に検討が必要と考える。

（現状及び問題点）

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま 21（第 2 次）」では平成 25 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）までを推進期間とし具体的な目標を定めている。（全 66 項目）

その中において高齢者の健康を目的として掲げている目標項目のそれぞれについても平成 30 年度に中間評価を行っている。

各目標に対する評価結果の表現方法としては 4 つあり、《a 改善している》、《b 変わらない》、《c 悪化している》、《d 評価困難》のいずれかの評価としており、高齢者関連の評価結果は以下の通りである。

目標項目	対象	実績値	目標値	評価
①介護保険サービス利用者の増加の抑制	総数	85,402 人	104,000 人	d
②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	総数	3.7%	10%	d
③低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者の割合の増加の抑制	総数 65 歳以上	17.5%	23%	a
④ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している県民の割合	総数	37%	80%	d
⑤足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（人口 1,000 人あたり）	65 歳以上 腰痛 手足関節通	172.0 人 95.3 人	165 人 107 人	a
⑥高齢者の社会参加の促進（社会貢献活動をしている高齢者の割合の増加）	65 歳～74 歳 男性 女性	19.8% 19.1%	70% 45%	c

目標項目は6つあるが、うち3つは「d 評価困難」とされている。3項目それぞれについて評価困難（d）とした理由は以下の通りである。

- ①介護サービス利用者の増加の抑制：介護サービス利用者は増加しているが、介護サービス利用者だけの指標で増加が抑制できていないと判断するのは難しいため。
- ②認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上：平成27年度（2015年度）の介護保険制度改正により指標そのものの把握ができなくなったため。
- ④ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している県民の割合：ベースライン時（平成24年度）の数値がないため。

上記の評価困難とした項目については、中間評価を行った後、課題の提示を行い、評価・対応策を検討する「元気県ぐんま21推進会議」にて協議しているが、具体的な改善策等は引き続き検討する必要がある。

(改善策)

評価困難（d評価）とした項目については既に新たな評価項目（実際に評価可能な項目とする）を協議・検討し、変更したものもあるが、今後の状況により更に検討が必要と考える。

(2) 元気県ぐんま21の実績評価頻度について（意見46）

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま21（第2次）」については、国の「健康日本21（第2次）」に基づき、5年で中間評価を行い、10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価することとしているが、各指標のうち主要な項目（健康寿命等）について、引き続き実績を把握し、評価を行い公表していくことが当該事業の推進に寄与すると考える。

(現状及び問題点)

群馬県健康増進計画の「元気県ぐんま21（第2次）」では平成25年度から平成34年度（令和4年度）までを推進期間とし具体的な目標を定めている（全66項目）。国の「健康日本21（第2次）」に基づき、5年で中間評価を行い、10年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価することとしているため、平成30年度に中間評価を行っているが、次回の全体評価は最終年度の令和4年度となる見込みである。

高齢者の健康を目的とした評価項目を含め、評価項目は全66項目と多岐にわたっているが、その間は、各項目の担当課において関連項目を評価し、モニタリングしている。

(改善策)

各指標のうち主要な項目（健康寿命等）について、引き続き実績を把握し、評価を行い公表していくことが当該事業の推進に寄与すると考える。

中間評価結果として、「c 悪化している」と判断されている項目については今後の改善策を探る上でも毎年何らかの評価を行うべきである。